那覇市公報

第１８７１号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市真地市営住宅高齢者施設条例（ちゃーがんじゅう課）・・・・・・・・・・・・・ 1003

○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1009

○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）・・・・・・・ 1014

○那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）・・・・・ 1015

○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）・・・ 1018

◇告　　示◇

○令和５年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）・・・・・・・ 1020

○令和６年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（ちゃーがんじゅう課）・・・ 1021

○令和５年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）・・ 1023

○建築基準法第42条第２項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課）・・・ 1024

○令和５年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び令和５年度那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の審査意見（財政課）・ 1025

○令和５年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）・・・・・ 1036

○令和５年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）・・ 1040

○令和５年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課・健康増進課）・・・ 1046

○令和５年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）……… 1052

○令和５年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書（子育て応援課）……… 1056

○令和５年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）……… 1060

○令和５年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）……… 1064

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）……… 1068

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）……… 1069

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）……… 1070

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）……… 1071

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）……… 1072

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の取消について（保護管理課）……… 1073

○令和５年度那覇市水道事業会計決算（上下水道局企画経営課）……… 1074

○令和５年度那覇市下水道事業会計決算（上下水道局企画経営課）……… 1084

◇公　　　告◇

○令和６年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数（人事課）……… 1093

○那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について（文化振興課）……… 1098

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1100

○市有地売却に係る一般競争入札の実施について（こども政策課）‥‥‥‥‥ 1101

○令和７・８年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について（管財課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1102

○令和７年度那覇市物品購入等入札参加資格の公示及び資格審査の申請（追加申請）について（法制契約課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1104

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令について（消防用設備等の設置命令）‥‥‥ 1106

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1107

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1108

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1109

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について‥‥‥‥‥ 1110

◇選挙管理委員会告示◇

○指定在外選挙投票区について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1113

○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1113

○ポスター掲示場の設置場所について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1114

○期日前投票所について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1130

○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1131

○投票所について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1133

○投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について‥‥‥‥ 1135

○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について‥ 1138

○開票の場所及び日時について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1138

○開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について‥‥‥‥ 1139

○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1140

○国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名等の掲示場所について・・・・・・・ 1140

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1144

○期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について・・・・・・・・・・・・・・・ 1145

○期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について・・・・・・・・・・・・・・・ 1146

条　　例

那覇市条例第37号
令和６年10月11日
公　　布　　済

那覇市真地市営住宅高齢者施設条例をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例

（設置）

第1条　要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じ必要な支援を行う事業の場を提供するための施設として、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設（以下「福祉施設」という。）を設置する。

（位置）

第2条　福祉施設の位置は、那覇市字真地270番地とする。

（福祉施設の用途）

第3条　福祉施設は、複合型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第23項に規定する複合型サービスであって、法第42条の2第1項本文の指定を受けて行うものをいう。第5条第1項において同じ。）を行う事業の用に供するものとする。

2　福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて居宅サービス（法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。）を行う事業の用に供することができるものとする。

（利用許可等）

第4条　福祉施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、市長が公告する期間内に、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3　前項の申請が複数あった場合には、市長は、規則で定める事項を審査して、利用許可（第1項（第6項において準用する場合を除く。）の規定による許可をいう。以下同じ。）をする者を選定するものとする。

4　市長は、次に掲げる者には、利用許可をしてはならない。

(1)　第2項に規定する期間内に同項の申請をしない者

(2)　規則で定める事項を審査した結果、福祉施設を利用させるのに不適当であると認める者

(3)　前項に規定する場合において、同項の規定により選定されなかった者

5　市長は、利用許可をするに当たっては、福祉施設の管理上必要な条件を付するこ

とができる。

6　第1項、第2項及び前項の規定は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、第1項(この項において準用する場合を含む。)の許可を受けた事項を変更しようとする場合及び次条第2項の規定による更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第2項中「市長が公告する期間内」とあるのは、「規則で定める日まで」と読み替えるものとする。

(利用期間)

第5条　福祉施設を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)の末日は、法第42条の2第1項本文の指定(複合型サービスに係るものであって、福祉施設を当該指定に係る複合型サービスを行う事業所とするものに限る。以下「事業者指定」という。)の有効期間の初日から起算して6年を超えない範囲内で市長が定める日とする。

2　市長は、1回に限り6年を超えない範囲内で利用期間を更新することができる。ただし、事業者指定について法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の更新がない場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条　利用者は、福祉施設の利用に係る使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、利用期間の初日から事業者指定の有効期間の初日の前日までの間の利用については、この限りでない。

2　使用料は、月ごとに、市長が定める日までに納付しなければならない。

3　使用料は、1月につき、利用期間の初日(前条第2項の規定による更新に係る期間の使用料にあっては、当該更新に係る期間の初日)において、福祉施設を構成する土地について那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条第1項第1号アに規定する計算式で算出した額及び福祉施設を構成する建物について同項第2号に規定する計算式で算出した額の合計額を12で除して得た額とする。

4　前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、同項の規定により算出して得た額を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。

5　前2項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

(使用料の全部又は一部の免除)

第7条　市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)　天災その他不可抗力又は福祉施設の管理上の理由により、第3条に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を4日以上継続して提供することができない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(使用料等の還付)

第8条　既に納付された使用料は、これを還付しない。

2　前条の規定による免除その他の理由により過誤納が生じたときは、当該過誤納となった額を還付するものとする。

(利用者の費用負担)

第9条　利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1)　電気、ガス、水道及び下水道の使用に要する費用

(2)　ごみその他の廃棄物の処理に要する費用

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(禁止事項)

第10条　利用者は、福祉施設を第3条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2　利用者は、福祉施設を利用する権利を他の者に譲渡してはならない。

3　利用者は、福祉施設の設備(市長が定めるものを除く。以下この項において同じ。)を変更し、又は福祉施設に他の設備を施してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消さなければならない。

(1)　事業者指定を拒否する処分を受けたとき。

(2)　利用期間の初日の属する月の翌々月の初日までに事業者指定を受けていないとき。

(3)　事業者指定を受けている者でなくなったとき。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は福祉施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　利用者が、第3条第1項に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を90日以上継続して提供しないとき。

(2)　利用者が、第6条第2項に規定する日までに使用料を納付しないとき。

(3)　前号に掲げるもののほか、利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4)　利用者が、第4条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(5)　利用者が、第13条第1項の規定による求めに対し、報告をせず、資料を提出せず、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

(6)　利用者又は利用者の関係者が、第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(7)　利用者の関係者が、第13条第1項の規定による質問に対し、陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。

(8)　災害その他の事由により福祉施設を利用させることができなくなったとき。

(9)　福祉施設の管理上市長が特に必要があると認めるとき。

3　前2項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止により生じた利用者の損害については、本市は、その責めを負わない。

(原状回復及び明渡しの義務)

第12条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、福祉施設を原状に回復し、これを市長に明け渡さなければならない。

(1)　利用期間が満了したとき。

(2)　利用許可を取り消されたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第13条　市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、利用者に対し、福祉施設の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に福祉施設に立ち入り、その利用の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第38号
令和６年10月11日
公　　布　　済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（市民税の減免） 第51条　［略］ 2　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3)　［略］ 3　［略］ 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)	（市民税の減免） 第51条　［略］ 2　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3)　［略］ 3　［略］ 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若

若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

(固定資産税の減免)

第71条　［略］

2　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)～(5)　［略］

3　［略］

(特別土地保有税の減免)

第119条の3　［略］

2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

(固定資産税の減免)

第71条　［略］

2　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)～(5)　［略］

3　［略］

(特別土地保有税の減免)

第119条の3　［略］

2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有又は取得をする土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。	次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有又は取得をする土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
3　［略］	3　［略］
付　則	付　則
(公益法人等に係る市民税の課税の特例)	
第1条の4　当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	第1条の4　削除
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2　［略］	第6条の2　［略］
2～13　［略］	2～13　［略］
	14　法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
14～22　［略］	15～23　［略］
	24　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23～26　［略］ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3　［略］ 2～9　［略］ 10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　［略］ 11～14　［略］	25～28　［略］ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3　［略］ 2～9　［略］ 10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　［略］ 11～14　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第51条第2項、第71条第2項、第119条の3第2項及び付則第6条の3第10項の改正規定　公布の日

(2)　第56条の改正規定　令和7年4月1日

(3)　付則第1条の4の改正規定　公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（固定資産税に関する経過措置）

2　令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第39号
令和６年10月11日
公　　布　　済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例（昭和47年那覇市条例第90号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（過料） 第9条　本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	（過料） 第9条　本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第40号
令和６年10月11日
公　　布　　済

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市こども医療費助成条例（平成5年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7)　［略］ (8)　被保険者証等　被保険者証、組合員証、被扶養者証その他の医療保険各法による保険給付を受けるために発行された証をいう。	（用語の定義） 第2条　［略］ (1)～(7)　［略］
（助成の方法） 第6条　市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。 (1)　［略］ (2)　受給資格者のこどもが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法 2　［略］	（助成の方法） 第6条　［略］ (1)　［略］ (2)　受給資格者のこどもが保険医療機関等において、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法 2　［略］
（届出の義務） 第7条　受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。 (1)　こどもの氏名、住所又は被保険者証等に変更があるとき。 (2)　受給資格者の氏名、住所又は届出口座に変更があるとき。 (3)　受給資格者が生活保護法による保	（届出の義務） 第7条　［略］ (1)　第5条第1項の規定により申請した事項（この条（この号に係る部分に限る。）の規定により届け出た事項を含む。）に変更が生じたとき。 (2)　第3条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

護を受けるようになったとき。 (4)　その他第3条に定める要件に該当しなくなったとき。	

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第41号
令和６年10月11日
公　　布　　済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　知念　覚

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者) 第3条　この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)　医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (2)　本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当するもの ア～ウ　［略］ エ　規則で定める養育者 2　［略］	(助成対象者) 第3条　［略］ (1)　医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者 (2)　［略］ ア～ウ　［略］ エ　養育者 2　［略］
(受給資格の消滅) 第11条　次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。 (1)～(2)　［略］	(受給資格の喪失) 第11条　次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。 (1)～(2)　［略］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第2号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　令和6年4月1日から同年10月31日までの間において児童に係る受給資格の認定を受けている期間については、当該児童を養育する養育者に係る受給資格の認定及び受給者証の交付がされていたものとみなして新条例の規定を適用する。

告　　示

那覇市告示第 316 号
令和６年 10 月７日
掲　　示　　済

令和５年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長　知念　覚

令和５年度決算に基づく健全化判断比率　（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	8.2	41.4

（注）実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「－」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

（参考）　（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（注）早期健全化基準：４指標のうち１つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

（注）財政再生基準：将来負担比率を除く３指標のうち１つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 334 号
令和６年 10 月 17 日
掲　　示　　済

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で議決された令和６年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和６年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)

令和６年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第３号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,290,399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,089,151 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳入　　単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
１　介護保険料		6,073,540	△59,173	6,014,367
	１　介護保険料	6,073,540	△59,173	6,014,367
３　国庫支出金		7,367,183	59,255	7,426,438
	２　国庫補助金	2,167,922	59,255	2,227,177
４　支払基金交付金		7,798,738	34,052	7,832,790
	1　支払基金交付金	7,798,738	34,052	7,832,790
５　県支出金		4,371,748	21	4,371,769
	３　県補助金	572,710	21	572,731

7　繰入金		5,182,080	460,522	5,642,602
	1　他会計繰入金	5,181,172	6,499	5,187,671
	2　基金繰入金	908	454,023	454,931
8　繰越金		1	794,231	794,232
	1　繰越金	1	794,231	794,232
9　諸収入		2,815	1,491	4,306
	2　雑入	1,496	1,491	2,987
歳入合計		30,798,752	1,290,399	32,089,151

歳出　　単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1　総務費		1,009,425	5,652	1,015,077
	1　総務管理費	639,608	3,792	643,400
	2　徴収費	41,821	180	42,001
	3　介護認定審査会費	327,996	1,680	329,676
4　基金積立金		75	829,066	829,141
	1　基金積立金	75	829,066	829,141
5　地域支援事業費		2,080,185	170	2,080,355
	1　介護予防・生活支援サービス事業費	1,044,925	0	1,044,925
	2　一般介護予防事業費	148,579	170	148,749
	4　その他諸費	4,093	0	4,093
6　諸支出金		19,159	455,511	474,670
	1　賠償金及び還付加算金	19,158	284,969	304,127
	2　繰出金	1	170,542	170,543
歳出合計		30,798,752	1,290,399	32,089,151

那覇市告示第 336 号
令和６年 10 月 18 日
掲　　示　　済

令和５年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長　知念　覚

令和５年度決算に基づく資金不足比率　　（単位　：　％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	―	20.0
那覇市下水道事業会計	―	

（備考）　各会計の資金不足比率の欄において、「―」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 337 号
令和６年 10 月 22 日
掲　　示　　済

建築基準法第 42 条第２項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第２項の規定による道路の指定を取り消したので、公示する。
その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長　知念　覚

１　取り消す指定道路の種類：建築基準法第 42 条第２項の規定による道路

２　指定取消しの年月日：令和６年 10 月 22 日

３　取り消す指定道路の位置：那覇市牧志１丁目 344 番地５の一部、344 番地２の一部、318 番地６の一部、318 番地の一部

４　取り消す指定道路の延長：延長 26.94m

那覇市告示第 347 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳　入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　市税		54,891,876,000	56,003,960,339	55,201,082,022 116,059,066	52,842,050	866,095,333	△309,206,022
	1　市民税	20,635,112,000	21,262,224,814	20,776,066,652 104,907,341	42,033,126	549,032,377	△140,954,652
	2　固定資産税	27,382,354,000	27,714,653,083	27,446,298,473 10,742,125	5,550,716	273,546,019	△63,944,473
	3　軽自動車税	867,159,000	913,222,123	871,331,878 147,800	5,258,208	36,779,837	△4,172,878
	4　市たばこ税	4,846,309,000	4,943,030,419	4,943,030,419	0	0	△96,721,419
	5　入湯税	32,790,000	32,340,900	32,340,900	0	0	449,100
	6　事業所税	1,128,152,000	1,138,489,000	1,132,013,700 261,800	0	6,737,100	△3,861,700
2　地方譲与税		721,424,000	772,177,281	772,177,281	0	0	△50,753,281
	1　自動車重量譲与税	342,372,000	354,044,000	354,044,000	0	0	△11,672,000
	2　地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　特別とん譲与税	26,997,000	25,554,281	25,554,281	0	0	1,442,719
	4　航空機燃料譲与税	201,135,000	238,879,000	238,879,000	0	0	△37,744,000
	5　地方揮発油譲与税	114,657,000	117,438,000	117,438,000	0	0	△2,781,000
	6　森林環境譲与税	36,262,000	36,262,000	36,262,000	0	0	0
3　利子割交付金		8,091,000	8,121,000	8,121,000	0	0	△30,000
	1　利子割交付金	8,091,000	8,121,000	8,121,000	0	0	△30,000
4　配当割交付金		102,386,000	102,391,000	102,391,000	0	0	△5,000
	1　配当割交付金	102,386,000	102,391,000	102,391,000	0	0	△5,000
5　株式等譲渡所得割交付金		113,536,000	113,529,000	113,529,000	0	0	7,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	113,536,000	113,529,000	113,529,000	0	0	7,000
6　地方消費税交付金		7,826,379,000	7,826,354,000	7,826,354,000	0	0	25,000
	1　地方消費税交付金	7,826,379,000	7,826,354,000	7,826,354,000	0	0	25,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7　環境性能割交付金		54,681,000	50,685,000	50,685,000	0	0	3,996,000
	1　環境性能割交付金	54,681,000	50,685,000	50,685,000	0	0	3,996,000
8　国有提供施設等所在市町村助成交付金		361,115,000	361,115,000	361,115,000	0	0	0
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	361,115,000	361,115,000	361,115,000	0	0	0
9　地方特例交付金		136,951,000	137,753,000	137,753,000	0	0	△802,000
	1　地方特例交付金	136,950,000	136,950,000	136,950,000	0	0	0
	2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,000	803,000	803,000	0	0	△802,000
10　地方交付税		9,947,826,000	10,043,644,000	10,043,644,000	0	0	△95,818,000
	1　地方交付税	9,947,826,000	10,043,644,000	10,043,644,000	0	0	△95,818,000
11　交通安全対策特別交付金		35,000,000	28,216,000	28,216,000	0	0	6,784,000
	1　交通安全対策特別交付金	35,000,000	28,216,000	28,216,000	0	0	6,784,000
12　法人事業税交付金		740,657,000	708,466,000	708,466,000	0	0	32,191,000
	1　法人事業税交付金	740,657,000	708,466,000	708,466,000	0	0	32,191,000
13　分担金及び負担金		754,490,000	759,925,709	705,728,491 162,970	6,766,630	47,593,558	48,761,509
	1　分担金	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　負担金	754,489,000	759,925,709	705,728,491 162,970	6,766,630	47,593,558	48,760,509
14　使用料及び手数料		3,591,039,000	3,594,352,689	3,535,555,365 23,340	4,242,478	54,578,186	55,483,635
	1　使用料	2,881,022,000	2,905,796,708	2,846,999,784 23,340	4,242,278	54,577,986	34,022,216
	2　手数料	710,017,000	688,555,981	688,555,581	200	200	21,461,419
15　国庫支出金		55,702,628,464	55,223,142,761	51,890,402,037	0	3,332,740,724	3,812,226,427
	1　国庫負担金	39,815,001,000	39,396,869,634	39,389,356,634	0	7,513,000	425,644,366
	2　国庫補助金	15,788,295,464	15,686,369,083	12,361,141,359	0	3,325,227,724	3,427,154,105

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	3　委託金	99,332,000	139,904,044	139,904,044	0	0	△40,572,044
16　県支出金		19,466,443,810	19,218,329,351	18,128,042,622	0	1,090,286,729	1,338,401,188
	1　県負担金	9,579,712,000	9,508,528,164	9,508,528,164	0	0	71,183,836
	2　県補助金	9,392,233,810	9,217,372,503	8,127,085,774	0	1,090,286,729	1,265,148,036
	3　委託金	494,498,000	492,428,684	492,428,684	0	0	2,069,316
17　財産収入		1,027,137,000	1,182,006,845	1,150,506,107 53,298	0	31,554,036	△123,369,107
	1　財産運用収入	502,924,000	548,423,070	516,922,332 53,298	0	31,554,036	△13,998,332
	2　財産売払収入	524,213,000	633,583,775	633,583,775	0	0	△109,370,775
18　寄附金		872,456,000	895,914,975	895,914,975	0	0	△23,458,975
	1　寄附金	872,456,000	895,914,975	895,914,975	0	0	△23,458,975
19　繰入金		5,677,696,000	5,674,256,604	5,674,256,604	0	0	3,439,396
	1　特別会計繰入金	157,033,000	158,109,604	158,109,604	0	0	△1,076,604
	2　基金繰入金	5,520,663,000	5,516,147,000	5,516,147,000	0	0	4,516,000
20　繰越金		8,467,355,920	8,467,356,553	8,467,356,553	0	0	△633
	1　繰越金	8,467,355,920	8,467,356,553	8,467,356,553	0	0	△633
21　諸収入		1,833,332,000	3,336,472,731	1,857,619,405 18,920	45,557,473	1,433,314,773	△24,287,405
	1　延滞金加算金及び過料	32,027,000	32,455,099	32,375,099	80,000	0	△348,099
	2　市預金利子	572,000	582,187	582,187	0	0	△10,187
	3　貸付金元利収入	194,856,000	192,690,093	192,690,093	0	0	2,165,907
	4　受託事業収入	75,644,000	66,006,002	66,006,002	0	0	9,637,998
	5　雑入	1,530,233,000	3,044,739,350	1,565,966,024 18,920	45,477,473	1,433,314,773	△35,733,024
22　市債		19,320,924,000	14,155,824,000	14,155,824,000	0	0	5,165,100,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1　市債	19,320,924,000	14,155,824,000	14,155,824,000	0	0	5,165,100,000
23　自動車取得税交付金		4,432,000	4,434,881	4,434,881	0	0	△2,881
	1　自動車取得税交付金	4,432,000	4,434,881	4,434,881	0	0	△2,881
歳　入　合　計		191,657,856,194	188,668,428,719	181,819,174,343 116,317,594	109,408,631	6,856,163,339	9,838,681,851

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　議会費		782,602,000	772,122,100	0	10,479,900	10,479,900
	1　議会費	782,602,000	772,122,100	0	10,479,900	10,479,900
2　総務費		16,527,204,430	15,857,248,846	39,110,120	630,845,464	669,955,584
	1　総務管理費	14,312,691,430	13,717,193,909	30,530,120	564,967,401	595,497,521
	2　徴税費	1,143,836,000	1,100,734,500	0	43,101,500	43,101,500
	3　戸籍住民基本台帳費	866,398,000	841,397,779	8,580,000	16,420,221	25,000,221
	4　選挙費	60,711,000	59,200,479	0	1,510,521	1,510,521
	5　統計調査費	41,431,000	38,750,091	0	2,680,909	2,680,909
	6　監査委員費	102,137,000	99,972,088	0	2,164,912	2,164,912
3　民生費		100,832,676,369	95,993,318,376	1,723,607,808	3,115,750,185	4,839,357,993
	1　社会福祉費	41,697,048,871	39,317,001,006	1,134,785,808	1,245,262,057	2,380,047,865
	2　児童福祉費	32,118,144,498	30,684,682,625	588,822,000	844,639,873	1,433,461,873
	3　生活保護費	27,017,482,000	25,991,634,745	0	1,025,847,255	1,025,847,255
	4　災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4　衛生費		21,389,191,183	17,241,638,975	3,705,764,200	441,788,008	4,147,552,208
	1　保健衛生費	17,631,347,478	13,525,595,671	3,705,764,200	399,987,607	4,105,751,807
	2　清掃費	3,757,843,705	3,716,043,304	0	41,800,401	41,800,401
5　労働費		36,364,000	33,787,260	0	2,576,740	2,576,740
	1　労働諸費	36,364,000	33,787,260	0	2,576,740	2,576,740
6　農林水産業費		732,978,000	262,217,846	451,429,736	19,330,418	470,760,154
	1　農業費	59,063,000	49,761,291	0	9,301,709	9,301,709
	2　林業費	36,384,000	36,383,912	0	88	88

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	3　水産業費	637,531,000	176,072,643	451,429,736	10,028,621	461,458,357
7　商工費		2,275,614,000	1,190,981,299	991,031,769	93,600,932	1,084,632,701
	1　商工費	2,275,614,000	1,190,981,299	991,031,769	93,600,932	1,084,632,701
8　土木費		16,031,297,947	12,396,510,336	3,265,549,416	369,238,195	3,634,787,611
	1　土木管理費	251,991,900	225,138,026	21,342,400	5,511,474	26,853,874
	2　道路橋りょう費	2,052,554,429	1,431,243,850	591,324,979	29,985,600	621,310,579
	3　港湾費	680,262,000	675,969,370	0	4,292,630	4,292,630
	4　都市計画費	7,320,225,625	6,493,063,134	718,683,157	108,479,334	827,162,491
	5　住宅費	5,726,263,993	3,571,095,956	1,934,198,880	220,969,157	2,155,168,037
9　消防費		3,067,639,913	2,996,129,780	0	71,510,133	71,510,133
	1　消防費	3,067,639,913	2,996,129,780	0	71,510,133	71,510,133
10　教育費		17,376,788,813	15,855,402,990	924,877,419	596,508,404	1,521,385,823
	1　教育総務費	2,012,303,000	1,930,364,449	24,091,118	57,847,433	81,938,551
	2　小学校費	6,902,914,164	5,795,409,577	831,546,313	275,958,274	1,107,504,587
	3　中学校費	2,443,622,669	2,283,482,701	32,646,988	127,492,980	160,139,968
	4　社会教育費	1,583,613,076	1,506,812,340	19,653,000	57,147,736	76,800,736
	5　保健体育費	4,434,335,904	4,339,333,923	16,940,000	78,061,981	95,001,981
11　災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1　農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2　公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	3　その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12　公債費		12,456,320,000	12,450,317,487	0	6,002,513	6,002,513

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	1　公債費	12,456,320,000	12,450,317,487	0	6,002,513	6,002,513
13　諸支出金		53,044,000	53,043,000	0	1,000	1,000
	1　公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
	2　市たばこ税県交付金	53,043,000	53,043,000	0	0	0
14　予備費		96,131,539	0	0	96,131,539	96,131,539
	1　予備費	96,131,539	0	0	96,131,539	96,131,539
歳出合計		191,657,856,194	175,102,718,295	11,101,370,468	5,453,767,431	16,555,137,899

歳入歳出差引残額　　6,716,456,048　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（一般会計）

区分		金額
1　予算現額		191,657,856,194円
2　歳入総額		181,819,174,343
3　歳出総額		175,102,718,295
4　歳入歳出差引額		6,716,456,048
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	1,412,123,330
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	1,412,123,330
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	5,304,332,718
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、令和５年度那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の審査意見

審査意見

(1) 総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

令和５年度一般会計の決算における実質収支は、53 億 433 万円の黒字で、前年度に比べ 22 億 1,738 万円減となっている。

歳入は、1,818 億 1,917 万円で前年度に比べ 61 億 7,640 万円減となっている。これは主に、市債（主に病院建設に伴う事業債）45 億 9,265 万円の増、県支出金 20 億 9,279 万円増、固定資産税の増により市税が 11 億 5,276 万円増となったものの、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の減より国庫支出金が 103 億 9,532 万円減、繰越金が 28 億 8,718 万円減、繰入金が 13 億 3,426 万円減となったことによるものである。

歳出は、1,751 億 271 万円で前年度に比べ 44 億 2,550 万円減となっている。これは主に、病院事業債貸付金の 50 億 3,230 万円の増、電力・ガス・食料品等価格高騰低所得者世帯支援給付金の 48 億 6,823 万円の皆増となったものの、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 49 億 6,359 万円皆減、沖縄の食の魅力発信拠点整備事業の 23 億 756 万円の減、価格高騰緊急支援給付金事業の 22 億 9,947 万円皆減、令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金（那覇市新型コロナウイルス感染症対策）22 億 6,357 万円の減となったことによるものである。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は 14 億 1,212 万円で、前年度に比べ４億 6,648 万円増となっている。

土地区画整理事業等、７つの特別会計の実質収支は、９億 384 万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が２億 3,239 万円減となっている。主なものは介護保険事業特別会計が１億 6,672 万円減、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が 3,533 万円減となったことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ 24 億 4,978 万円減の 62 億 817 万円の黒字となっている。

（財政指標等）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 89.7％で、前年度に比べ 0.7 ポイント改善している。これは主に公債費で 2.2 ポイント減、人件費で 0.9 ポイント減、物件費で 0.1 ポイント増、扶助費で 0.7 ポイント増、繰出金で 0.6 ポイント増となったことによるものである。

実質公債費比率（令和３年度～令和５年度の３年間の平均）は 8.2％で、前年度に比べ 0.4 ポイント改善している。これは主に、令和５年度決算において、前年度に比べ標準財

政規模が 18 億 1,959 万円増となったこと及び元利償還金が 13 億 7,636 万円減となったことによるものである。

令和５年度末市債残高は 1,346 億 6,629 万円で、前年度に比べ 19 億 5,371 万円増となっており、そのうち臨時財政対策債の残高は 504 億 4,949 万円で、前年度に比べ 29 億 5,144 万円減となっている。

（繰越事業）

令和５年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で 111 億 137 万円となっており、前年度に比べ 50 億 228 万円増となっている。これは、一般会計が 50 億 228 万円増となったことによるものである。

（むすび）

令和５年度においては、新型コロナウイルス感染症について「５類感染症」となり、経済活動及び市民生活においては日常を取り戻しつつあり、市政においても中止された事業が再開するなど、平時の行財政運営となっている。

自主財源の根幹である市税の収納率は、令和５年度決算では 98.6％と前年度比 0.1 ポイントの上昇となり、現年度課税の収納率が 99.6％と過去最高になっている。これまで早期収納に努め、効率的な滞納整理の推進と体制の強化を図られてきたことが、収納率に確実に表れており評価するところである。引き続き収納率の向上の取組みを維持、充実されたい。

税目別では、主なものとして、土地の負担調整措置に伴う増及び新築家屋の増により固定資産税が８億 4,013 万円の増収となったほか、加熱式たばこの売渡本数の増、大手小売り業者の転入により市たばこ税が３億 7,735 万円の増収となっている。

しかし、今後も物価高騰への対策や市立病院の建替えなど老朽化した公共施設の更新、行政デジタル化の推進などの経費の増加が予想される。これらの財源確保のためにも、組織力の向上を図るとともに、歳入の確保及び歳出の適正化を図るよう努められたい。更に、資金運用においては、安全性を確保しつつ柔軟かつ効率的な運用を行い、持続可能な行財政運営に取り組まれたい。

(2) 共通意見

ア　歳入予算の補正について

使用料及び手数料や諸収入などの歳入予算については、補正が可能な期間にあったにもかかわらず、予算額を超過したものや予算計上が無いものが複数の課で見受けられた。

那覇市予算決算規則第 10 条では、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と定めている。

補正可能な期間において、既に収入が予算額を超過しているものやその見込み額が明らかな場合は、補正予算において調整するよう努められたい。

イ　債権管理について

市の債権管理においては、滞納繰越分の予算計上漏れや調定額の誤り、返還金の督促状の未発送など、事務処理が適正でないものが複数の課で見受けられた。

令和６年度に施行された那覇市債権管理条例の趣旨も踏まえ、あらためて市の債権管理事務の一層の適正化に努められたい。

那覇市告示第 348 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　諸収入		403,557,000	402,664,733	402,664,733	0	0	892,267
	1　貸付金元利収入	403,557,000	402,664,733	402,664,733	0	0	892,267
歳入合計		403,557,000	402,664,733	402,664,733	0	0	892,267

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　公債費		403,557,000	402,664,733	0	892,267	892,267
	1　公債費	403,557,000	402,664,733	0	892,267	892,267
歳出合計		403,557,000	402,664,733	0	892,267	892,267

歳入歳出差引残額　　0　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（病院事業債管理特別会計）

区分		金額
1　予算現額		403,557,000円
2　歳入総額		402,664,733
3　歳出総額		402,664,733
4　歳入歳出差引額		0
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 349 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　介護保険料		5,554,834,000	5,815,209,798	5,639,176,282 17,438,283	46,129,262	147,342,537	△84,342,282
	1　介護保険料	5,554,834,000	5,815,209,798	5,639,176,282 17,438,283	46,129,262	147,342,537	△84,342,282
2　使用料及び手数料		2,496,000	3,987,700	3,987,700	0	0	△1,491,700
	1　手数料	2,496,000	3,987,700	3,987,700	0	0	△1,491,700
3　国庫支出金		6,994,383,000	7,103,138,263	7,103,138,263	0	0	△108,755,263
	1　国庫負担金	4,889,476,000	4,929,076,516	4,929,076,516	0	0	△39,600,516
	2　国庫補助金	2,104,907,000	2,174,061,747	2,174,061,747	0	0	△69,154,747
4　支払基金交付金		7,390,211,000	7,167,348,016	7,167,348,016	0	0	222,862,984
	1　支払基金交付金	7,390,211,000	7,167,348,016	7,167,348,016	0	0	222,862,984
5　県支出金		3,929,430,000	3,903,224,434	3,903,224,434	0	0	26,205,566
	1　県負担金	3,583,199,000	3,557,962,886	3,557,962,886	0	0	25,236,114
	2　財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　県補助金	346,230,000	345,261,548	345,261,548	0	0	968,452
6　財産収入		815,000	815,453	815,453	0	0	△453
	1　財産運用収入	815,000	815,453	815,453	0	0	△453
7　繰入金		5,686,375,000	5,686,371,022	5,686,371,022	0	0	3,978
	1　他会計繰入金	4,987,210,000	4,987,206,552	4,987,206,552	0	0	3,448
	2　基金繰入金	699,165,000	699,164,470	699,164,470	0	0	530
8　繰越金		960,954,000	960,953,066	960,953,066	0	0	934
	1　繰越金	960,954,000	960,953,066	960,953,066	0	0	934
9　諸収入		8,288,000	11,711,328	9,507,393	0	2,203,935	△1,219,393
	1　延滞金、加算金及び過料	1,319,000	2,979,715	2,979,715	0	0	△1,660,715

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2　雑入	6,969,000	8,731,613	6,527,678	0	2,203,935	441,322
10　市債		330,501,000	330,500,000	330,500,000	0	0	1,000
	1　市債	330,501,000	330,500,000	330,500,000	0	0	1,000
11　サービス収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		30,858,288,000	30,983,259,080	30,805,021,629 17,438,283	46,129,262	149,546,472	53,266,371

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		1,155,515,000	1,106,278,215	0	49,236,785	49,236,785
	1　総務管理費	813,770,000	789,047,322	0	24,722,678	24,722,678
	2　徴収費	42,275,000	36,426,889	0	5,848,111	5,848,111
	3　介護認定審査会費	299,470,000	280,804,004	0	18,665,996	18,665,996
2　保険給付費		26,075,036,000	25,377,368,986	0	697,667,014	697,667,014
	1　介護サービス等諸費	25,495,791,000	24,814,803,717	0	680,987,283	680,987,283
	2　介護予防サービス等諸費	545,434,000	530,490,002	0	14,943,998	14,943,998
	3　その他諸費	33,811,000	32,075,267	0	1,735,733	1,735,733
3　財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4　基金積立金		1,000,124,000	1,000,121,709	0	2,291	2,291
	1　基金積立金	1,000,124,000	1,000,121,709	0	2,291	2,291
5　地域支援事業費		2,049,815,000	1,956,157,692	0	93,657,308	93,657,308
	1　介護予防・生活支援サービス事業費	1,032,023,000	981,596,407	0	50,426,593	50,426,593
	2　一般介護予防事業費	141,723,000	127,315,092	0	14,407,908	14,407,908
	3　包括的支援事業・任意事業費	871,957,000	843,268,833	0	28,688,167	28,688,167
	4　その他諸費	4,112,000	3,977,360	0	134,640	134,640
6　諸支出金		577,797,000	570,863,301	0	6,933,699	6,933,699
	1　償還金及び還付加算金	426,772,000	419,838,782	0	6,933,218	6,933,218
	2　繰出金	151,025,000	151,024,519	0	481	481
歳出合計		30,858,288,000	30,010,789,903	0	847,498,097	847,498,097

歳入歳出差引残額　794,231,726　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（介護保険事業特別会計）

区分		金額
1　予算現額		30,858,288,000円
2　歳入総額		30,805,021,629
3　歳出総額		30,010,789,903
4　歳入歳出差引額		794,231,726
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	794,231,726
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 350 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　国民健康保険税		5,401,128,000	6,945,554,475	5,579,597,587 29,897,039	140,063,868	1,255,790,059	△178,469,587
	1　国民健康保険税	5,401,128,000	6,945,554,475	5,579,597,587 29,897,039	140,063,868	1,255,790,059	△178,469,587
2　使用料及び手数料		7,295,000	7,490,465	7,490,465	0	0	△195,465
	1　手数料	7,295,000	7,490,465	7,490,465	0	0	△195,465
3　国庫支出金		1,812,000	1,974,000	1,974,000	0	0	△162,000
	1　国庫補助金	1,812,000	1,974,000	1,974,000	0	0	△162,000
4　県支出金		27,698,034,000	25,690,611,359	25,690,611,359	0	0	2,007,422,641
	1　県負担金	27,698,033,000	25,690,611,359	25,690,611,359	0	0	2,007,421,641
	2　財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
5　財産収入		4,000	3,643	3,643	0	0	357
	1　財産運用収入	4,000	3,643	3,643	0	0	357
6　繰入金		7,088,774,000	6,598,952,031	6,598,952,031	0	0	489,821,969
	1　他会計繰入金	6,992,968,000	6,503,146,955	6,503,146,955	0	0	489,821,045
	2　基金繰入金	95,806,000	95,805,076	95,805,076	0	0	924
7　繰越金		95,993,000	95,992,176	95,992,176	0	0	824
	1　繰越金	95,993,000	95,992,176	95,992,176	0	0	824
8　諸収入		79,543,000	261,822,513	112,648,131	0	149,174,382	△33,105,131
	1　延滞金加算金及び過料	17,509,000	16,566,439	16,566,439	0	0	942,561
	2　預金利子	1,000	180	180	0	0	820
	3　雑入	62,033,000	245,255,894	96,081,512	0	149,174,382	△34,048,512
9　市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
歳入合計		40,372,584,000	39,602,400,662	38,087,269,392 29,897,039	140,063,868	1,404,964,441	2,285,314,608

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		696,803,000	668,961,994	0	27,841,006	27,841,006
	1　総務管理費	523,019,000	504,987,264	0	18,031,736	18,031,736
	2　徴税費	87,062,000	81,539,980	0	5,522,020	5,522,020
	3　運営協議会費	729,000	371,728	0	357,272	357,272
	4　収納率向上特別対策事業費	42,774,000	40,644,721	0	2,129,279	2,129,279
	5　医療費適正化特別対策事業費	43,219,000	41,418,301	0	1,800,699	1,800,699
2　保険給付費		26,811,510,000	24,732,010,622	0	2,079,499,378	2,079,499,378
	1　療養諸費	22,533,935,000	20,947,361,090	0	1,586,573,910	1,586,573,910
	2　高額療養費	4,108,983,000	3,636,168,187	0	472,814,813	472,814,813
	3　移送費	501,000	0	0	501,000	501,000
	4　出産育児諸費	155,591,000	137,731,345	0	17,859,655	17,859,655
	5　葬祭諸費	12,500,000	10,750,000	0	1,750,000	1,750,000
3　国民健康保険事業費納付金		12,192,229,000	12,192,226,462	0	2,538	2,538
	1　医療給付費分	8,932,216,000	8,932,215,586	0	414	414
	2　後期高齢者支援金等分	2,395,057,000	2,395,055,595	0	1,405	1,405
	3　介護納付金分	864,956,000	864,955,281	0	719	719
4　共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
5　財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6　保健事業費		244,767,000	211,094,603	0	33,672,397	33,672,397
	1　特定健康診査等事業費	186,849,000	156,286,022	0	30,562,978	30,562,978

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	2　保健事業費	57,918,000	54,808,581	0	3,109,419	3,109,419
7　基金積立金		95,806,000	95,805,076	0	924	924
	1　基金積立金	95,806,000	95,805,076	0	924	924
8　公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9　諸支出金		131,466,000	115,139,699	0	16,326,301	16,326,301
	1　償還金及び還付加算金	131,227,000	114,952,599	0	16,274,401	16,274,401
	2　繰出金	189,000	187,100	0	1,900	1,900
	3　指定公費の立替	50,000	0	0	50,000	50,000
10　予備費		200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
	1　予備費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
歳出合計		40,372,584,000	38,015,238,456	0	2,357,345,544	2,357,345,544

歳入歳出差引残額　　72,030,936　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（国民健康保険事業特別会計）

区分		金額
1　予算現額		40,372,584,000 円
2　歳入総額		38,087,269,392
3　歳出総額		38,015,238,456
4　歳入歳出差引額		72,030,936
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高（翌年度へ繰越）	72,030,936
	(2)不足額（翌年度から繰上充用）	0

那覇市告示第 351 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　後期高齢者医療保険料		3,166,409,000	3,137,522,529	3,118,244,229 7,871,564	3,217,593	23,932,271	48,164,771
	1　後期高齢者医療保険料	3,166,409,000	3,137,522,529	3,118,244,229 7,871,564	3,217,593	23,932,271	48,164,771
2　使用料及び手数料		462,000	878,522	878,522	0	0	△416,522
	1　手数料	462,000	878,522	878,522	0	0	△416,522
3　繰入金		691,431,000	687,082,083	687,082,083	0	0	4,348,917
	1　一般会計繰入金	691,431,000	687,082,083	687,082,083	0	0	4,348,917
4　繰越金		24,877,000	24,876,256	24,876,256	0	0	744
	1　繰越金	24,877,000	24,876,256	24,876,256	0	0	744
5　諸収入		10,743,000	7,536,803	7,536,803	0	0	3,206,197
	1　延滞金、加算金及び過料	540,000	337,885	337,885	0	0	202,115
	2　償還金及び還付加算金	10,101,000	7,103,219	7,103,219	0	0	2,997,781
	3　預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4　雑入	101,000	95,699	95,699	0	0	5,301
歳　入　合　計		3,893,922,000	3,857,896,193	3,838,617,893 7,871,564	3,217,593	23,932,271	55,304,107

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		47,239,000	43,292,579	0	3,946,421	3,946,421
	1　総務管理費	30,783,000	29,061,177	0	1,721,823	1,721,823
	2　徴収費	16,456,000	14,231,402	0	2,224,598	2,224,598
2　後期高齢者医療広域連合納付金		3,836,567,000	3,769,431,150	0	67,135,850	67,135,850
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	3,836,567,000	3,769,431,150	0	67,135,850	67,135,850
3　諸支出金		10,116,000	7,122,919	0	2,993,081	2,993,081
	1　償還金及び還付加算金	10,100,000	7,106,919	0	2,993,081	2,993,081
	2　繰出金	16,000	16,000	0	0	0
歳出合計		3,893,922,000	3,819,846,648	0	74,075,352	74,075,352

歳入歳出差引残額　　18,771,245　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（後期高齢者医療特別会計）

区分		金額
1　予算現額		3,893,922,000 円
2　歳入総額		3,838,617,893
3　歳出総額		3,819,846,648
4　歳入歳出差引額		18,771,245
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	18,771,245
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 352 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　繰入金		1,854,000	1,854,000	1,854,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	1,854,000	1,854,000	1,854,000	0	0	0
2　諸収入		39,290,000	91,808,079	46,651,578	0	45,156,501	△7,361,578
	1　貸付金元利収入	39,284,000	88,231,247	46,025,044	0	42,206,203	△6,741,044
	2　雑入	6,000	3,576,832	626,534	0	2,950,298	△620,534
3　繰越金		52,453,000	52,453,661	52,453,661	0	0	△661
	1　繰越金	52,453,000	52,453,661	52,453,661	0	0	△661
4　市債		0	0	0	0	0	0
	1　市債	0	0	0	0	0	0
歳　入　合　計		93,597,000	146,115,740	100,959,239	0	45,156,501	△7,362,239

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　民生費		92,213,000	82,456,914	0	9,756,086	9,756,086
	1　母子父子寡婦福祉費	92,213,000	82,456,914	0	9,756,086	9,756,086
2　諸支出金		1,384,000	1,383,465	0	535	535
	1　繰出金	1,384,000	1,383,465	0	535	535
歳出合計		93,597,000	83,840,379	0	9,756,621	9,756,621

歳入歳出差引残額　　17,118,860　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

区分		金額
1　予算現額		93,597,000円
2　歳入総額		100,959,239
3　歳出総額		83,840,379
4　歳入歳出差引額		17,118,860
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	17,118,860
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 353 号
令和６年 11 月１日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　使用料及び手数料		2,000	80	80	0	0	1,920
	1　真嘉比古島第一地区手数料	1,000	80	80	0	0	920
	2　真嘉比古島第二地区手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
2　財産収入		2,000	217	217	0	0	1,783
	1　真嘉比古島第二財産運用収入	1,000	20	20	0	0	980
	2　真嘉比古島第一地区財産運用収入	1,000	197	197	0	0	803
3　繰入金		4,296,000	4,296,000	4,296,000	0	0	0
	1　総務管理繰入金	1,678,000	1,678,000	1,678,000	0	0	0
	2　真嘉比古島第二繰入金	2,618,000	2,618,000	2,618,000	0	0	0
4　繰越金		1,785,000	1,783,049	1,783,049	0	0	1,951
	1　総務管理繰越金	376,000	375,066	375,066	0	0	934
	2　真嘉比古島第一地区繰越金	217,000	216,139	216,139	0	0	861
	3　真嘉比古島第二繰越金	1,192,000	1,191,844	1,191,844	0	0	156
5　諸収入		2,000	0	0	0	0	2,000
	1　真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
6　清算徴収金		4,413,000	37,870,136	4,154,220	0	33,715,916	258,780
	1　真嘉比古島第一地区清算徴収金	980,000	15,059,994	879,920	0	14,180,074	100,080
	2　真嘉比古島第二地区清算徴収金	3,433,000	22,810,142	3,274,300	0	19,535,842	158,700
歳　入　合　計		10,500,000	43,949,482	10,233,566	0	33,715,916	266,434

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　土地区画整理総務費		7,880,000	6,826,766	0	1,053,234	1,053,234
	1　総務管理費	7,880,000	6,826,766	0	1,053,234	1,053,234
2　土地区画整理事業費		698,000	0	0	698,000	698,000
	1　真嘉比古島第二土地区画整理費	698,000	0	0	698,000	698,000
3　基金積立金		2,000	217	0	1,783	1,783
	1　真嘉比古島第一地区基金積立金	1,000	197	0	803	803
	2　真嘉比古島第二基金積立金	1,000	20	0	980	980
4　公債費		1,920,000	1,919,999	0	1	1
	1　公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1
歳出合計		10,500,000	8,746,982	0	1,753,018	1,753,018

歳入歳出差引残額　　1,486,584　円

令和　6年　9月　11日提出

那覇市長　　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（土地区画整理事業特別会計）

区分		金額
1　予算現額		円 10,500,000
2　歳入総額		10,233,566
3　歳出総額		8,746,982
4　歳入歳出差引額		1,486,584
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	1,486,584
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 354 号
令和６年 11 月 1 日

令和６年(2024 年) ９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和　５年度　那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　繰入金		347,884,000	347,884,000	347,884,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	347,884,000	347,884,000	347,884,000	0	0	0
2　繰越金		188,000	187,471	187,471	0	0	529
	1　繰越金	188,000	187,471	187,471	0	0	529
歳入合計		348,072,000	348,071,471	348,071,471	0	0	529

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　都市再開発事業費		1,038,000	997,492	0	40,508	40,508
	1　都市再開発事業費	1,038,000	997,492	0	40,508	40,508
2　公債費		347,034,000	346,867,526	0	166,474	166,474
	1　公債費	347,034,000	346,867,526	0	166,474	166,474
歳出合計		348,072,000	347,865,018	0	206,982	206,982

歳入歳出差引残額　206,453　円

令和　６年　９月　11日提出

那覇市長　知念　覚

歳入歳出決算総括表

（市街地再開発事業特別会計）

区分		金額
1　予算現額		348,072,000円
2　歳入総額		348,071,471
3　歳出総額		347,865,018
4　歳入歳出差引額		206,453
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	206,453
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 355 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　知念　覚

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
すてっぷ訪問看護ステーションなは	株式会社 Liberty Step	令和６年10月１日～令和12年９月30日
那覇市繁多川１丁目１番12号		

那覇市告示第 356 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

<table>
<tr><td>名　　称</td><td>開設者</td><td rowspan="2">廃止年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td></tr>
<tr><td>てぃーだ薬局</td><td>株式会社ハイジアファーマー</td><td rowspan="2">令和６年５月７日</td></tr>
<tr><td colspan="2">那覇市高良３-10-６</td></tr>
</table>

那覇市告示第 357 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称	休止年月日
所　在　地	
美代子クリニック	令和６年８月 19 日
那覇市古島１-22-10	

那覇市告示第 358 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所　在　地	
元気広場　識名 (地域密着型通所介護)	令和６年８月 31 日
那覇市長田１丁目４番２号 タマキビル１F	
訪問ヘルパー美ら (訪問介護)	令和６年３月 31 日
那覇市宇栄原１丁目 19-３ 具志さつき荘 101 号室	

那覇市告示第 359 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後 （　変　更　前　）	
ケアプランセンターWAN　STYLE		令和６年 11 月１日
所在地	那覇市首里大名町３丁目 80－１　１階 (那覇市牧志３丁目 23－28 ハーミットクラブ牧志 606)	
フレンドリーあいわ首里		令和６年７月１日
所在地	那覇市首里石嶺町１丁目 161－１ (那覇市首里石嶺町４丁目 318 VIVACE　２階)	

那覇市告示第 360 号
令和６年 11 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の取消について

介護保険法による指定が取り消されたため、生活保護法第 54 条の２第３項第１号に基づき、生活保護法の指定介護機関の指定を次のとおり取消します。

那覇市長　知念　覚

<table>
<tr><td>名　　称</td><td>開設者</td><td rowspan="2">指定取消年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td></tr>
<tr><td>医療法人社団健耕会
麻布デンタルクリニック</td><td>医療法人社団健耕会</td><td rowspan="2">令和６年８月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">那覇市久茂地三丁目 15 番６号　幸マンション２階</td></tr>
</table>

那覇市告示第 361 号
令和６年 11 月１日

令和６年９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和５年度那覇市水道事業決算報告書

（１） 収益的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業収益	8,133,002,000	△ 55,921,000	0	8,077,081,000	8,020,639,831	△ 56,441,169	
第1項　営業収益	7,590,417,000	△ 74,361,000	0	7,516,056,000	7,455,661,354	△ 60,394,646	（うち仮受消費税及び地方消費税 672,614,712）
第2項　営業外収益	542,584,000	15,019,000	0	557,603,000	561,425,620	3,822,620	（うち仮受消費税及び地方消費税 7,491,548）
第3項　特別利益	1,000	3,421,000	0	3,422,000	3,552,857	130,857	（うち仮受消費税及び地方消費税 7,152）

支　　出

区　　分	予算額								決算額	地方公営企業法第２６条第２項の規定による繰越額	不用額	備　　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第２６条第２項の規定による繰越額	合計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業費用	7,559,372,000	△ 260,913,000	0	0	0	7,298,459,000	0	7,298,459,000	7,163,682,977	0	134,776,023	
第1項　営業費用	7,428,630,000	△ 268,483,000	131,000	△ 20,000	0	7,160,258,000	0	7,160,258,000	7,060,890,191	0	99,367,809	（うち仮払消費税及び地方消費税 482,214,854）
第2項　営業外費用	109,342,000	4,228,000	0	20,000	0	113,590,000	0	113,590,000	98,372,939	0	15,217,061	消費税及び地方消費税納税額 80,796,500
第3項　特別損失	1,400,000	3,342,000	0	0	0	4,742,000	0	4,742,000	4,419,847	0	322,153	（うち仮払消費税及び地方消費税 97,824）
第4項　予備費	20,000,000	0	△ 131,000	0	0	19,869,000	0	19,869,000	0	0	19,869,000	

（２）　資本的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第２６条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	421,014,000	16,735,000	437,749,000	124,460,000	0	562,209,000	456,682,963	△ 105,526,037	
第1項　補助金	107,000,000	0	107,000,000	124,460,000	0	231,460,000	167,259,000	△ 64,201,000	（翌年度繰越財源充当額 42,799,000）
第2項　他会計負担金	77,927,000	△ 22,294,000	55,633,000	0	0	55,633,000	48,570,963	△ 7,062,037	（翌年度繰越財源充当額 39,626,400）
第3項　他会計貸付金償還金	136,448,000	0	136,448,000	0	0	136,448,000	136,448,000	0	
第4項　投資有価証券償還金	99,638,000	0	99,638,000	0	0	99,638,000	99,638,000	0	
第5項　その他資本的収入	1,000	39,029,000	39,030,000	0	0	39,030,000	4,767,000	△ 34,263,000	

支　　出

区　　分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備　　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小計	地方公営企業法第２６条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		地方公営企業法第２６条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	3,190,926,000	△ 55,048,000	0	0	3,135,878,000	1,163,443,668	0	4,299,321,668	3,205,700,203	946,121,200	0	946,121,200	147,500,265	
第1項　建設改良費	1,344,427,000	△ 81,375,000	0	0	1,263,052,000	1,163,443,668	0	2,426,495,668	1,364,175,304	946,121,200	0	946,121,200	116,199,164	（うち仮払消費税及び地方消費税 113,273,910）
第2項　企業債償還金	197,498,000	0	0	0	197,498,000	0	0	197,498,000	197,497,627	0	0	0	373	
第3項　投資	1,624,300,000	26,300,000	0	0	1,650,600,000	0	0	1,650,600,000	1,624,300,000	0	0	0	26,300,000	
第4項　その他資本的支出	19,701,000	27,000	0	0	19,728,000	0	0	19,728,000	19,727,272	0	0	0	728	
第5項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額82,425,400円を除く。）が資本的支出額に不足する額2,831,442,640円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,273,910円、繰越工事資金17,640,000円、減債積立金197,497,627円、建設改良積立金1,095,089,831円及び過年度分損益勘定留保資金1,407,941,272円で補てんした。

令和５年度那覇市水道事業損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：円）

1　営業収益			
(1)　給水収益	6,543,420,481		
(2)　その他営業収益	239,626,161	6,783,046,642	
2　営業費用			
(1)　配水費	4,270,160,127		
(2)　給水費	257,798,929		
(3)　漏水防止費	53,238,697		
(4)　業務費	399,855,584		
(5)　総係費	433,392,039		
(6)　減価償却費	1,091,557,313		
(7)　資産減耗費	72,672,648	6,578,675,337	
営業利益			204,371,305
3　営業外収益			
(1)　受取利息	18,189,969		
(2)　他会計負担金	17,555,854		
(3)　補償金	29,184,300		
(4)　長期前受金戻入	406,990,553		
(5)　土地物件収益	75,280,478		
(6)　雑収益	6,828,603	554,029,757	
4　営業外費用			
(1)　支払利息	16,987,351		
(2)　雑支出	1,219,501	18,206,852	535,822,905
経常利益			740,194,210
5　特別利益			
(1)　過年度損益修正益	74,482		
(2)　その他特別利益	3,471,223	3,545,705	
6　特別損失			
(1)　過年度損益修正損	980,564		
(2)　その他特別損失	3,341,459	4,322,023	△ 776,318
当年度純利益			739,417,892
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,292,587,458
当年度未処分利益剰余金			2,032,005,350

令和５年度那覇市水道事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金			利益剰余金				
		受贈財産評価額	国庫（県）補助金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	18,155,488,437	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	773,576,066	4,919,184,654	1,424,612,455	7,117,373,175	27,578,752,363
前年度処分額	875,611,943	0	0	0	0	549,000,512	△ 1,424,612,455	△ 875,611,943	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	549,000,512	△ 549,000,512	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	549,000,512	△ 549,000,512	0	0
条例（※）第４条による処分額	875,611,943	0	0	0	0	0	△ 875,611,943	△ 875,611,943	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	250,512,484	0	0	0	0	0	△ 250,512,484	△ 250,512,484	0
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	625,099,459	0	0	0	0	0	△ 625,099,459	△ 625,099,459	0
処分後残高	19,031,100,380	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	773,576,066	5,468,185,166	（繰越利益剰余金） 0	6,241,761,232	27,578,752,363
当年度変動額	0	0	0	0	△ 197,497,627	△ 1,095,089,831	2,032,005,350	739,417,892	739,417,892
企業債の償還	0	0	0	0	△ 197,497,627	0	197,497,627	0	0
建設改良費に充当	0	0	0	0	0	△ 1,095,089,831	1,095,089,831	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	739,417,892	739,417,892	739,417,892
当年度末残高	19,031,100,380	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	576,078,439	4,373,095,335	（当年度未処分利益剰余金） 2,032,005,350	6,981,179,124	28,318,170,255

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和５年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資　本　金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	19,031,100,380	2,305,890,751	2,032,005,350
条例（※）第４条による処分	1,292,587,458	0	△ 1,292,587,458
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	197,497,627	0	△ 197,497,627
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	1,095,089,831	0	△ 1,095,089,831
処分後残高	20,323,687,838	2,305,890,751	（繰越利益剰余金） 739,417,892

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和５年度那覇市水道事業貸借対照表

（令和６年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		1,083,918,707		
ロ 建物	2,303,814,884			
減価償却累計額	△ 1,349,779,240	954,035,644		
ハ 構築物	44,197,780,420			
減価償却累計額	△ 23,733,775,210	20,464,005,210		
ニ 機械及び装置	2,532,618,514			
減価償却累計額	△ 1,758,451,019	774,167,495		
ホ 車両運搬具	45,985,433			
減価償却累計額	△ 31,876,092	14,109,341		
ヘ 工具、器具及び備品	406,710,233			
減価償却累計額	△ 295,571,574	111,138,659		
ト 建設仮勘定		223,498,940		
有形固定資産合計			23,624,873,996	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		913,300		
ロ ソフトウェア		7,839,171		
無形固定資産合計			8,752,471	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		1,698,009,000		
ロ 長期貸付金		4,239,114,000		
ハ その他投資		2,405,000		
投資その他の資産合計			5,939,528,000	
固定資産合計				29,573,154,467
2 流動資産				
(1) 現金預金			7,254,275,564	
(2) 未収金		1,276,014,792		
貸倒引当金		△ 5,674,609	1,270,340,183	
(3) 有価証券			99,657,000	
(4) 貯蔵品			63,141,511	
(5) 短期貸付金			267,484,000	
(6) 前払金			313,139,332	
流動資産合計				9,268,037,590
資産合計				38,841,192,057

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	411,941,419		
企業債合計		411,941,419	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	620,614,350		
ロ 修繕引当金	541,424,000		
引当金合計		1,162,038,350	
固定負債合計			1,573,979,769
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	164,137,020		
企業債合計		164,137,020	
(2) 未払金		671,161,570	
(3) 預り金		77,834,432	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	63,339,876		
引当金合計		63,339,876	
流動負債合計			976,472,898
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	311,224,561		
収益化累計額	△ 158,000,153	153,224,408	
ロ 寄附金	70,000,000		
収益化累計額	△ 21,419,998	48,580,002	
ハ 工事負担金	1,787,157,987		
収益化累計額	△ 1,076,978,676	710,179,311	
ニ 国庫（県）補助金	14,883,147,285		
収益化累計額	△ 8,173,646,138	6,709,501,147	
ホ 他会計負担金	203,752,528		
収益化累計額	△ 31,609,327	172,143,201	
ヘ 補償金	291,136,233		
収益化累計額	△ 112,195,167	178,941,066	
繰延収益合計			7,972,569,135
負債合計			10,523,021,802

資本の部			
6 資本金			19,031,100,380
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	321,419,706		
ロ 国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	576,078,439		
ロ 建設改良積立金	4,373,095,335		
ハ 当年度未処分利益剰余金	2,032,005,350		
利益剰余金合計		6,981,179,124	
剰余金合計			9,287,069,875
資本合計			28,318,170,255
負債資本合計			38,841,192,057

令和５年度那覇市水道事業会計決算審査意見

7　まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量について、給水戸数は、16万9,790戸で前年度に比べ216戸（0.1%）増加している。年間総配水量は、3,757万9,021㎥で前年度に比べ20万6,664㎥(0.6%)増加し、年間有収水量は、3,593万5,890㎥で前年度に比べ33万3,519㎥（0.9%）増加しており、年間有収率は、95.63%で前年度に比べ0.37%増加している。

損益収支について、総事業収益は、73億4,062万円で前年度に比べ２億1,959万円（3.1%）増加している。これは、営業外収益が２億4,036万円減少したものの、営業収益が４億5,879万円、特別利益が116万円それぞれ増加したことによるものである。一方、総事業費用は、66億120万円で前年度に比べ2,917万円(0.4%)増加している。これは、営業外費用が683万円減少したものの、営業費用が3,369万円、特別損失が232万円それぞれ増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、７億3,941万円で前年度に比べ１億9,041万円（34.7%）の増加となっている。

(財務比率等)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ2.6ポイント増加し、81.5%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率949.1%及び当座比率873.0%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ職員一人当たりの給水人口62人、有収水量１万3,827㎥、営業収益721万円がそれぞれ増加している。これは、主に損益勘定所属職員が２人減となったことによるものである。

法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、23.47%で前年度に比べ2.07ポイント増加しており、管路更新率は、0.26%で前年度に比べ0.05ポイント減少している。

(むすび)

令和５年度決算は、営業収益において給水収益が、前年度より４億5,656万円（7.5%）増加している。これは、前年度に実施した水道基本料金の３か月免除を今年度は実施しなかったことによるものである。営業費用においては資産減耗費の増加等により3,369万円（0.5%）増加している。結果として、当年度純利益は、前年度に比べ１億9,041万円（34.7%）増加し、７億3,941万円を計上している。

有収率については、令和５年度は95.63%となり前年度より0.37ポイント増加したものの、前々年度より0.34ポイント減少しており、また過去10年で最大値であった平成29年度及び令和元年度より1.03ポイント減少している。今後も安定的な水道事業を維持するために、適正な維持管理による漏水防止対策を継続し、有収率の維持・向上に努められたい。なお、本市の有収率が令和４年度の県内11市平均

92.8％及び全国の中核市平均90.9％に比べ高い数値となっていることは評価したい。

「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」については、水道施設の計画的・効率的な更新を目的に、第３回改定が令和６年度に実施されることから、水道施設更新（耐震化）の見直しや技術の進展等に即した計画に改定して、中長期的な経営の基本計画である「那覇市水道事業経営戦略」とともに、より安全・安心で持続的かつ効率的な水道事業を行えるよう、更なる経営基盤の強化を図られたい。

最後に、令和６年度においては、浄水の購入先である沖縄県の水道料金が改定され、本市においても支出増が見込まれることから、将来にわたり安定的な水道事業運営を継続するために、経営状況や社会情勢を踏まえるとともに、物価高騰などによる厳しい市民の負担に配慮しながら、資金不足に陥らないよう事業経営の安定化を図られたい。

(2) 個別意見

事務処理のミスについて

事務処理については、前年度に続き補正予算計上漏れや財務会計システムへの入力ミスがあった。改めて事務処理のチェック体制の強化などの再発防止策を講じ、事務処理のミスが起こらないよう努められたい。

那覇市告示第 362 号
令和６年 11 月 1 日

令和６年９月那覇市議会定例会で認定された令和５年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　知念　覚

令和５年度那覇市下水道事業決算報告書

（１）　収益的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
	当　初 予算額	補　正 予算額	地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合　計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款　下水道事業収益	5,577,451,000	9,377,000	0	5,586,828,000	5,531,092,270	△ 55,735,730	
第1項　営業収益	4,373,053,000	97,028,000	0	4,470,081,000	4,421,287,112	△ 48,793,888	(うち仮受消費税及び地方消費税 355,438,690)
第2項　営業外収益	1,204,397,000	△ 87,777,000	0	1,116,620,000	1,109,575,640	△ 7,044,360	(うち仮受消費税及び地方消費税 9,640)
第3項　特別利益	1,000	126,000	0	127,000	229,518	102,518	(うち仮受消費税及び地方消費税 18,544)

支　　出

区　　分	予算額								決算額	地方公営企業法第２６条第２項の規定による繰越額	不用額	備　　考
	当　初 予算額	補　正 予算額	予備費 支出額	流　用 増減額	地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額	小　計	地方公営企業法第２６条第２項の規程による繰越額	合　計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　下水道事業費用	5,406,333,000	△ 32,335,000	0	0	0	5,373,998,000	0	5,373,998,000	5,275,675,068	0	98,322,932	
第1項　営業費用	5,157,535,000	△ 50,946,000	330,000	△ 6,418,000	0	5,100,501,000	0	5,100,501,000	5,021,440,037	0	79,060,963	(うち仮払消費税及び地方消費税 251,612,393)
第2項　営業外費用	227,655,000	18,600,000	0	6,418,000	0	252,673,000	0	252,673,000	252,672,705	0	295	消費税及び地方消費税納税額 79,606,900
第3項　特別損失	1,143,000	11,000	412,000	0	0	1,566,000	0	1,566,000	1,562,326	0	3,674	(うち仮払消費税及び地方消費税 131,356)
第4項　予備費	20,000,000	0	△ 742,000	0	0	19,258,000	0	19,258,000	0	0	19,258,000	

（２） 資本的収入及び支出

収　　入

区　　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第２６条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	1,619,505,000	△ 217,997,000	1,401,508,000	519,650,889	0	1,921,158,889	1,299,971,677	△ 621,187,212	
第1項　企業債	681,900,000	△ 200,000,000	481,900,000	224,400,000	0	706,300,000	462,100,000	△ 244,200,000	
第2項　補助金	634,290,000	7,864,000	642,154,000	295,250,889	0	937,404,889	564,598,495	△ 372,806,394	（翌年度繰越財源充当額 47,923,107）
第3項　他会計負担金	302,015,000	△ 25,895,000	276,120,000	0	0	276,120,000	271,879,082	△ 4,240,918	（翌年度繰越財源充当額 33,133,586）
第4項　その他資本的収入	1,300,000	34,000	1,334,000	0	0	1,334,000	1,394,100	60,100	

支　　出

区　　分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備　　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小計	地方公営企業法第２６条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		地方公営企業法第２６条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	2,619,232,000	△ 212,708,000	0	0	2,406,524,000	579,668,306	0	2,986,192,306	2,176,260,778	789,026,964	0	789,026,964	20,904,564	
第1項　建設改良費	1,682,723,000	△ 212,575,000	0	0	1,470,148,000	579,668,306	0	2,049,816,306	1,245,305,582	789,026,964	0	789,026,964	15,483,760	（うち仮払消費税及び地方消費税 98,159,192）
第2項　企業債償還金	928,509,000	0	0	0	928,509,000	0	0	928,509,000	928,508,786	0	0	0	214	
第3項　投資	3,000,000	△ 1,347,000	0	0	1,653,000	0	0	1,653,000	1,233,000	0	0	0	420,000	
第4項　その他資本的支出	0	1,214,000	0	0	1,214,000	0	0	1,214,000	1,213,410	0	0	0	590	
第5項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額81,056,693円を除く。）が資本的支出額に不足する額957,345,794円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,739,392円、繰越工事資金60,017,417円、減債積立金224,957,156円、過年度分損益勘定留保資金631,631,829円で補てんした。

令和５年度那覇市下水道事業損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：円）

1　営業収益			
(1)　下水道使用料	3,500,356,968		
(2)　雨水処理負担金	496,973,014		
(3)　再生水売却収益	60,980,140		
(4)　その他営業収益	7,538,300	4,065,848,422	
2　営業費用			
(1)　管渠費	450,290,822		
(2)　ポンプ場費	36,233,927		
(3)　雨水処理費	159,468,661		
(4)　排水設備費	54,519,833		
(5)　業務費	1,973,022,664		
(6)　総係費	284,233,572		
(7)　減価償却費	1,811,494,648		
(8)　資産減耗費	563,517	4,769,827,644	
営業損失			703,979,222
3　営業外収益			
(1)　受取利息	979,754		
(2)　他会計負担金	215,199,563		
(3)　補助金	47,138,428		
(4)　長期前受金戻入	840,886,454		
(5)　土地物件収益	3,987,418		
(6)　雑収益	1,427,779	1,109,619,396	
4　営業外費用			
(1)　支払利息	173,065,805		
(2)　雑支出	16,676,563	189,742,368	919,877,028
経常利益			215,897,806
5　特別利益			
(1)　過年度損益修正益	210,974	210,974	
6　特別損失			
(1)　過年度損益修正損	1,257,041		
(2)　その他特別損失	173,929	1,430,970	△ 1,219,996
当年度純利益			214,677,810
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			224,957,156
当年度未処分利益剰余金			439,634,966

令和５年度那覇市下水道事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金				利益剰余金			
		受贈財産評価額	国庫（県）補助金	他会計負担金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	15,023,284,691	202,571,383	382,173,546	24,402,465	609,147,394	0	224,957,156	224,957,156	15,857,389,241
前年度処分額	0	0	0	0	0	224,957,156	△ 224,957,156	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	224,957,156	△ 224,957,156	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	224,957,156	△ 224,957,156	0	0
条例（※）第４条による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	15,023,284,691	202,571,383	382,173,546	24,402,465	609,147,394	224,957,156	（繰越利益剰余金） 0	224,957,156	15,857,389,241
当年度変動額	0	28,800,464	1,802,406	8,956,974	39,559,844	△ 224,957,156	439,634,966	214,677,810	254,237,654
受贈財産の受入	0	28,800,464	0	0	28,800,464	0	0	0	28,800,464
国庫（県）補助金の受入	0	0	1,802,406	0	1,802,406	0	0	0	1,802,406
他会計負担金の受入	0	0	0	8,956,974	8,956,974	0	0	0	8,956,974
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 224,957,156	224,957,156	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	214,677,810	214,677,810	214,677,810
当年度末残高	15,023,284,691	231,371,847	383,975,952	33,359,439	648,707,238	0	（当年度未処分利益剰余金） 439,634,966	439,634,966	16,111,626,895

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和５年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資　本　金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,023,284,691	648,707,238	439,634,966
議会の議決による処分額	0	0	△ 214,677,810
減債積立金の積立	0	0	△ 214,677,810
条例（※）第４条による処分	224,957,156	0	△ 224,957,156
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	224,957,156	0	△ 224,957,156
処分後残高	15,248,241,847	648,707,238	（繰越利益剰余金） 0

※　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和５年度那覇市下水道事業貸借対照表

（令和６年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		2,023,592,271		
ロ 建物	176,150,594			
減価償却累計額	△ 103,230,327	72,920,267		
ハ 構築物	69,644,780,189			
減価償却累計額	△ 31,563,124,872	38,081,655,317		
ニ 機械及び装置	888,811,982			
減価償却累計額	△ 641,200,298	247,611,684		
ホ 車両運搬具	6,584,431			
減価償却累計額	△ 5,617,130	967,301		
ヘ 工具、器具及び備品	27,838,711			
減価償却累計額	△ 14,815,688	13,023,023		
ト 建設仮勘定		1,524,141,636		
有形固定資産合計			41,963,911,499	
(2) 無形固定資産				
イ 地上権		142,600		
ロ 施設利用権		4,253,894,112		
ハ ソフトウェア		7,509,169		
無形固定資産合計			4,261,545,881	
(3) 投資その他の資産				
イ 長期貸付金	2,092,600			
貸倒引当金	△ 130,650	1,961,950		
ロ その他投資		4,147,000		
投資その他の資産合計			6,108,950	
固定資産合計				46,231,566,330
2 流動資産				
(1) 現金預金			4,826,395,487	
(2) 未収金		921,936,007		
貸倒引当金		△ 741,655	921,194,352	
(3) 前払金			167,242,502	
流動資産合計				5,914,832,341
資産合計				52,146,398,671

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	10,799,162,815		
企業債合計		10,799,162,815	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	377,220,431		
引当金合計		377,220,431	
固定負債合計			11,176,383,246
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	885,167,749		
企業債合計		885,167,749	
(2) 未払金		751,243,107	
(3) 預り金		3,171,758	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	39,237,542		
引当金合計		39,237,542	
流動負債合計			1,678,820,156
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	1,342,119,866		
収益化累計額	△ 205,167,353	1,136,952,513	
ロ 国庫（県）補助金	40,151,667,652		
収益化累計額	△ 20,722,674,380	19,428,993,272	
ハ 他会計負担金	3,506,344,858		
収益化累計額	△ 1,009,618,075	2,496,726,783	
ニ 補償金	135,058,335		
収益化累計額	△ 18,162,529	116,895,806	
繰延収益合計			23,179,568,374
負債合計			36,034,771,776

資　本　の　部

6 資本金			15,023,284,691
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	231,371,847		
ロ 国庫（県）補助金	383,975,952		
ハ 他会計負担金	33,359,439		
資本剰余金合計		648,707,238	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	439,634,966		
利益剰余金合計		439,634,966	
剰余金合計			1,088,342,204
資本合計			16,111,626,895
負債資本合計			52,146,398,671

令和５年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

7　まとめ

総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

（決算の状況）

業務量について、使用戸数は、16 万 1,657 戸で前年度に比べ 544 戸（0.3%）増加している。年間総排水量は、3,493 万 1,765 ㎥で前年度に比べ 36 万 8,570 ㎥(1.1%)増加し、年間有収水量は 3,493 万 1,452 ㎥で前年度に比べ 36 万 8,352 ㎥(1.1%)増加しており、年間有収率は、前年度と同じく 99.9%となっている。

損益収支について、総事業収益は、51 億 7,567 万円で前年度に比べ２億 9,323 万円（6.0%）増加している。これは、営業外収益が 4,242 万円、特別利益が 1,711 万円減少したものの、営業収益が３億 5,277 万円増加したことによるものである。一方、総事業費用は 49 億 6,100 万円で前年度に比べ１億 9,063 万円（4.0%）増加している。これは、営業外費用が 1,012 万円減少したものの、営業費用が２億 719 万円増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、２億 1,467 万円で、前年度に比べ１億 259 万円（91.5%）の増加となっている。

（財務比率等）

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ 2.1 ポイント減少し、117.7%となっている。流動比率 352.3%及び当座比率 342.4%で、企業としての支払い能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、有収水量が増加したものの、職員数が増加したことにより、職員一人当たり、有収水量は 11,301 ㎥減少している。

管渠老朽化率について、15.90%で前年度に比べ 1.97 ポイント増加している。

（むすび）

令和５年度決算は、営業収益において下水道使用料の増加等により３億 5,277 万円（9.5%）増加している。一方、営業費用においては、管渠費の増加等により前年度に比べ２億 719 万円（4.5%）増加している。結果として、当年度純利益は、前年度に比べ１億 259 万円（91.5%）増加し、２億 1,467 万円を計上している。

当年度の下水道使用料は、前年度と比較して２億 8,462 万円（8.9%）増加となっている。これは、令和５年４月から施行された那覇市下水道条例改正に伴う下水道使用料の改定（令和５年６月使用分からの適用）による収入増である。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度に比べて 5.7 ポイント増の 102.65%となり、基準である 100.0%を上回っている。

さらに、本市における行政区域内人口に対する公共下水道の普及率は 98.3%に達しており、令和４年度末の全国平均 81.0%、沖縄県平均 72.1%（令和５年８月 22 日国土交通省発表）よりも高い水準となっている。

しかしながら、本市が所有している下水道施設は、昭和 47 年以降に整備したもの

が多く、法定耐用年数である50年を順次超えることから、今後管渠老朽化率が増加することが見込まれ、施設の更新に係る費用が増大することが懸念される。さらに、近年多発する局地的な大雨や短時間豪雨による浸水被害の対策等、多岐にわたる課題に取り組まなければならないと思料される。

厳しい経営環境下においても持続可能な下水道サービスの提供を続けるため、「那覇市下水道ストックマネジメント計画（第２期）」及び「那覇市下水道事業経営戦略」に基づく施策、取り組みを着実に推進し、引き続き効率的な事業運営、経営基盤の強化に努められたい。

公　　告

那覇市公告第 555 号
令和６年 10 月 11 日
掲　　示　　済

令和６年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第 58 条の３第２項の規定により、令和６年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長　知念　覚

＜等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について＞

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和６年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。
１　行政職給料表　等級別基準職務表
２　医療職給料表（１）　等級別基準職務表
３　医療職給料表（２）　等級別基準職務表
４　医療職給料表（３）　等級別基準職務表
５　任期付職員給料表　等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。
この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585　那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所　総務部人事課　電話 098-861-7499
FAX 098-943-0289

１　行政職給料表　等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内　訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	312	15.1	主事	200	616	29.7	主事級
				技師	22			
				学芸員	2			
				消防士	66			
				公民館主事	2			
				保育教諭	20			
2級	1　困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2　消防副士長の職務	304	14.6	主事	204			
				技師	43			
				教育相談員	3			
				消防副士長	14			
				消防士	7			
				公民館主事	2			
				臨床心理士	2			
				学芸員	2			
				保育教諭	27			
3級	1　主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2　困難な業務を処理する消防副士長 3　特に困難な業務を処理する教諭の職務	529	25.4	主任主事	278	529	25.4	主任級
				主任技師	61			
				主任保育士	2			
				主任学芸員	5			
				主任保育教諭	89			
				主任公民館主事	5			
				主任教育相談員	2			
				消防士長	85			
				消防副士長	2			
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	470	22.6	主査	340	470	22.6	主査級
				専門主査	9			
				児童館長	1			
				教育保育指導主査	5			
				専門員主査	1			
				教頭	20			
				学芸員主査	2			
				分館長	5			
				館長（主査級）	4			
				教育相談員主査	1			

				消防司令補	82			
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	281	13.5	主幹	216	281	13.5	主幹級
				専門主幹	10			
				消防司令	28			
				園長	19			
				教育保育指導主幹	5			
				副所長	3			
6級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務	140	6.7	課長	50	140	6.7	課長級
				副参事	32			
				担当副参事	28			
				支所長	3			
				室長	9			
				出納室長	1			
				館長(課長級)	2			
				消防司令長	14			
				所長	1			
7級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	27	1.3	副部長	13	27	1.3	副部長級
				参事	8			
				消防監	3			
				次長	1			
				監査委員事務局長	1			
				選挙管理委員会事務局長	1			
8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務	16	0.8	政策統括調整監	1	16	0.8	部長級
				部長	11			
				参事監	1			
				消防正監	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
	合　計	2,079	100.0					

２　医療職給料表（１）　等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内　訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0	―	―	0	0	主事級・主任級・主査級
2級	1　主任医師又は主任歯科医師の職務 2　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	0	0	―	―			
3級	1　課長又は副参事の職務 2　主幹の職務	2	66.7	主幹	2	2	66.7	課長級・主幹級
4級	1　保健所長又は参事監の職務 2　参事の職務	1	33.3	保健所長	1	1	33.3	部長級・副部長級
	合　計	3	100.0					

３　医療職給料表（２）　等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内　訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	0	0	―	―	2	8.3	主事級
2級	1　薬剤師又は獣医師の職務 2　困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	2	8.3	栄養士	2			
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務	13	54.2	主任栄養士	6	13	54.2	主任級
				主任言語聴覚士	1			
				主任臨床検査技師	1			
				主任作業療法士	2			
				主任診療放射線技師	1			
				主任薬剤師	1			
				主任獣医師	1			
4級	主査の職務、主任薬剤師（主査級）	7	29.2	主査	7	7	29.2	主査級
5級	主幹の職務	2	8.3	主幹	2	2	8.3	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	0	0	―	―	0	0	課長級
	合　計	24	100.0					

４　医療職給料表（３）　等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内　訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師の職務	22	27.2	保健師	22	22	27.2	主事級
3級	主任保健師の職務	26	32.1	主任保健師	26	26	32.1	主任級
4級	主査の職務	19	23.5	主査	19	19	23.5	主査級
5級	主幹の職務	10	12.3	主幹	10	10	12.3	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	4	4.9	課長	1	4	4.9	課長級
				担当副参事	3			
	合　計	81	100.0					

５　任期付職員給料表　等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内　訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	0	0	―	―	0	0	主事級
2級	1　困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2　消防副士長の職務	0	0	―	―			
3級	1　主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2　困難な業務を処理する消防副士長 3　特に困難な業務を処理する教諭の職務	0	0	―	―	0	0	主任級
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	0	0	―	―	0	0	主査級
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	0	0	―	―	0	0	主幹級
	合　計	0	0					

那覇市公告第 557 号
令和６年 10 月 11 日
掲　　示　　済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について

令和７年４月１日から那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集します。

那覇市長　知念　覚

１　名称及び位置
名　称　　那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー
位　置　　那覇市パレット市民劇場：那覇市久茂地１丁目１番１号
パレットくもじビル９階
那覇市民ギャラリー　　：那覇市久茂地１丁目１番１号
パレットくもじビル６階

２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

３　指定予定期間
令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（５年間）

４　応募資格
応募者は、指定期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体（以下、「法人等」という。）で、次の事項に該当するものとします。なお、個人での応募はできません。

（１）法人等が単独で応募する場合
①国内に登記簿上の本店を有する法人等で県内に営業所等を有するもの。
②単独で応募する法人等は、共同事業体の構成員又は代表団体にはなれません。（重複応募は不可）

（２）共同事業体での応募の場合
①代表者：国内に登記簿上の本店を有する法人等で県内に営業所等を有するもの。
構成員：国内に登記簿上の本店を有する法人等で県内に営業所等を有するもの。
②代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同事業体の構成員間で協定を締結すること。
③同一の法人等が、異なる複数の共同事業体の構成員になることはできません。（重複応募は不可）
※共同企業体を組織する全ての法人等においても、次の（３）から（９）の全てを満たす必要があります。

（３）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（４）地方自治法施行令第 167 条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

（５）応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

（６）過去１年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、本市から指定管理者の指定の取消を受けていないこと。

（７）会社更生法、民事再生法等による手続きをしていないこと。

（８）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがいないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

５　申請方法

（１）募集要項等の配布

募集要項及び関係書類については、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

（２）提出書類

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項のとおり。

（３）申請書等の提出方法

持参により下記場所へ提出してください。

沖縄県那覇市久茂地３-26-27（那覇文化芸術劇場なはーと）

那覇市　市民文化部　文化振興課

６　申請受付期間

令和６年 12 月３日（火）から令和６年 12 月 11 日（水）まで

土曜、日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで

（正午から午後１時までを除く）

７　公募説明会及び施設見学会

本公募に係る説明会及び施設見学会を以下のとおり行います。なお、説明会及び施設見学会への参加は応募要件ではありません。

（１）日　　時：令和６年 10 月 28 日（月）午前 10 時 15 分開始

（１時間程度を予定）

（２）場　　所：那覇市パレット市民劇場（パレットくもじ９階）

（３）申込受付：令和６年 10 月 24 日（木）までにＥメールにてお申込みください。

メールの件名を「パレット説明会申込」として、本文に「団体名、代表者名、団体所在地、参加者全員の氏名・所属、電話番号、メールアドレス」を記載し、問い合わせ先のメールアドレスへメールを送信してください。なお、参加人数は１団体３名までとします。

８　問い合わせ先

那覇市　市民文化部　文化振興課

住所　〒900-0015　沖縄県那覇市久茂地３-26-27

（那覇文化芸術劇場なはーと）

電話　098-861-7810　FAX　098-861-7870

Ｅ-mail　c-bunka001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 595 号
令和６年 10 月 22 日
掲　　示　　済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第１項の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第３項の規定に基づき公告する。

那覇市長　知念　覚

１　開発許可年月日、許可番号及び指令番号
　令和５年１月 17 日　第 R3-06-01 号
　那覇市指令ま建指第 1-R3-06-01 号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市古波蔵一丁目 217 番６、他６筆
３　公共施設
　なし
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　沖縄県那覇市古波蔵一丁目３番 21 号
　株式会社レキオ・サンズ　代表取締役社長　仲村渠　雄也
５　検査済証番号
　令和６年 10 月 22 日　那ま建指第 84 号
６　工事完了年月日
　令和６年７月 16 日

那覇市公告第 598 号
令和６年 10 月 22 日
掲　　示　　済

市有地売却に係る一般競争入札の実施について

本市所有の次の土地を売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長　知念　覚

１　入札物件（面積は登記面積）
那覇市松川二丁目 287-５　　計 155.36 ㎡
２　入札に参加する資格
地方自治法施行令第 167 条の４及び別添「市有地売却に係る一般競争入札実施要領」の規定によります。
３　入札の日時及び場所
日時：令和６年 12 月 26 日（木）　午前 11 時～
場所：那覇市役所本庁舎３階　301Ａ会議室
４　入札参加申込書の受付の期間及び場所
期間：令和６年 11 月５日（火）　～　令和６年 12 月２日（月）
場所：那覇市役所本庁舎３階　こどもみらい部こども政策課
５　入札保証金
那覇市契約規則第５条の規定により、入札金額の 100 分の５以上の入札保証金を市長の指示するとおりに納付しなければ入札に参加できませんので、ご注意ください。
６　予定価格
17,109,000 円
※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。
７　その他詳細
別添「市有地売却に係る一般競争入札実施要領」によります。

(問い合わせ先)
那覇市こどもみらい部こども政策課
こども施設グループ　東黒島、金城
TEL：298-861-2110
FAX：098-917-0106
E-Mai：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 622 号
令 和 6 年 11 月 1 日

令和７・８年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の５及び第 167 条の５の２の規定により、令和７・８年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長　知念　覚

1　入札参加資格審査申請の要件

(1)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の第１項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。(ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)

(2)　清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の２に定める県知事の登録を受けていること。

(3)　警備業務にあっては、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第４条に定める公安委員会の認定を受けていること。

(4)　令和６年 11 月１日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が２年以上あること。

(5)　沖縄県内に本店があること。

(6)　本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）に定めるところによる。

(7)　従業員数（清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数）が５人以上であること。

(8)　本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

(9)　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。

(10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

(11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。

(12) 経営及び信用の状況が良好であること。

(13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。

(14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第１号)第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
(15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(４)及び(７)の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

２　申請書類（本市様式）の配布
(1)　配布期間　　令和６年11月１日（金）～令和６年11月29日（金）
(2)　配布方法　　本市ホームページからダウンロード
３　申請方法
(1)　申請方法　　「郵送」による
※　郵送方法は、特に本市から指定はありません。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)
(2)　受付期間　　令和６年11月15日（金）～令和６年11月29日（金）
(11月29日消印有効)
(3)　送付先・問い合わせ先
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎１－１－１
那覇市役所総務部管財課　庁舎管理グループ
電話番号　098-862-9904（直通）
４　入札参加資格の有効期間
令和７年３月１日～令和９年２月末日まで（２年間）

那覇市公告第 623 号
令和６年 11 月１日

令和７年度那覇市物品購入等入札参加資格の公示及び資格審査の申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５第１項及び第 167 条の 11 第２項の規定により、令和７年度において那覇市が発注する物品の購入、売払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格要件について下記１及び２のとおり定めたので公示する。
当該資格審査を受ける場合は、下記３及び４により申請をしてください。
なお、この申請は追加の登録申請であり、令和６年４月１日から令和８年３月 31 日までの期間で既に登録されている場合は、改めて申請をする必要はありません。

那覇市長　知念　覚

１　入札参加資格の要件
(1)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。
(2)　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3)　営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
(4)　令和６年 11 月１日において引き続き２年以上同種の営業を営んでいる者であること。
(5)　市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※「官公需適格組合」として、経済産業局長又は沖縄総合事務局長の証明を受けた者についての申請も可能です。

２　入札参加資格の有効期間
令和７年４月１日～令和８年３月 31 日（１年間）
３　申請書類（本市様式）の配布
(1)　配布期間　　令和６年 11 月１日（金）～令和６年 11 月 29 日（金）
(2)　配布方法　　本市ホームページからダウンロード

４　申請方法

(1)　申請方法　　原則として「郵送」による。

※郵送方法については、本市から特に指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

(2)　申請受付期間　　令和６年 11 月 15 日（金）～令和６年 11 月 29 日（金）

（11 月 29 日消印有効）

(3)　送付先・問合せ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市総務部法制契約課　物品契約グループ宛

電話番号　098-951-3253（直通）

消防局告示

那覇市消防局告示第３号
令 和 ６ 年 10 月 ３ 日
掲　　示　　済

消防法第17条の４第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定により、次のように公示する。

那覇市中央消防署
署長　平良　厚

公　示　書

防火対象物の所在地	那覇市首里赤平町１丁目48番地
防火対象物の名称	赤平ビル（有料老人ホーム　首里苑本館）
命令を受けた者の氏名	株式会社　梅の木会　代表取締役　末吉　正弘

上記防火対象物は、消防法第17条第１項違反であると認めるので、同法第17条の４第１項の規定に基づき下記のとおり命令した。

記

１　命令事項
(1)　令和６年 11 月５日までに、型式が失効している１階の蓄圧式６型粉末消火器(2010 年製造)を消防法令で定められた技術上の規格に適合するものに取り換えること。
(2)　令和６年11月５日までに、１階スプリンクラー設備の末端試験弁直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨を表示した標識を設置すること。
(3)　令和７年１月６日までに、自動火災報知設備の感知器未警戒部分である２階201 号室２個所、３階 302 号室２個所について、設置場所に適用する自動火災報知設備の感知器を設置すること。
(4)　令和７年１月６日までに、自動火災報知設備の感知器が取り外されている１階有料老人ホーム、２階 201 号室、202 号室、３階302 号室、303 号室に政令で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備の感知器を設置すること。
(5)　令和６年12 月３日までに、１階有料老人ホームに設置されている通路誘導灯を政令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

２　命令年月日
令和６年10 月３日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第21号
令和６年10月７日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

指定（登録）番号	第118号
指定工事店名	國和設備工業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市久茂地三丁目21番１号
代表者氏名	髙里　盛春
有効期間	自　令和３年４月１日
	至　令和８年３月31日
異動年月日	令和６年９月25日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第22号
令和６年10月８日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第３項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

指定番号	第557号
指定工事店名	エンジニアＮＡＴＳＵ
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字幸地644-１
代表者氏名	比嘉　秀国
取消日	令和６年10月４日
取消理由	廃業のため

那覇市上下水道局告示第23号
令和６年10月８日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第３項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

指定番号	第297号
指定工事店名	大嶺住設
営業所所在地	沖縄県豊見城市字上田458番地１
代表者氏名	大嶺　勝
取消日	令和６年10月２日
取消理由	法人設立のため

那覇市上下水道局告示第24号
令和６年10月16日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者
412	合同会社　巧工業	浦添市城間二丁目 12 番 11 号	安座間　功
414	有限会社　宜野座産業	糸満市字新垣 75 番地	宜野座　嗣秀
417	株式会社　Ｈｙｓ企画	沖縄市山里１丁目 18 番１号	前城　裕二
419	有限会社　永山水道工事社	沖縄市大里２丁目２番 12 号	永山　均
422	フタバ設備工業株式会社	八重瀬町字高良 16 番地	知念　諭
424	株式会社　丸和産業	那覇市国場 1183 番地２	石垣　正
426	妙ライフコンサルト	南風原町字新川 202 番地８ シャローム新川 305	金城　妙子
428	株式会社　N-Vision	広島市中区鶴見町８-57	中村　信幸
429	株式会社沖縄クリーン工業	那覇市久茂地三丁目 16 番８号	前田　裕樹
430	夢電株式会社	南風原町字照屋 40 番地 11	与那覇　忠彦
434	株式会社真開工業	南城市佐敷字小谷 660 番地１	與那城　真栄
435	株式会社　大気	南城市佐敷字津波古2386番地４（１階）	玉寄　優
438	サン・エイト設備	うるま市石川山城 28 番地	山城　繁治
440	三菱電機ｼｽﾃﾑｻｰﾋﾞｽ株式会社 沖縄ｻｰﾋﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ	宜野湾市大山７丁目 12 番１号	鈴木　聡
441	サンリフォーム沖縄	西原町字内間 111－２	呉屋　光一
443	株式会社　沖宮設備	宜野湾市野嵩一丁目５番 19 号	宮國　靖

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者
444	有限会社　ケイエイ工設	与那原町字与那原 3639 番地	幸喜　正寿
446	株式会社　パイプマン	豊見城市字与根 212－17	伊藤　啓太
456	株式会社　剛設備社	糸満市西川町 13 番 16 号　１Ｆ	名嘉真　剛志
457	株式会社　クラシアン	横浜市港北区新横浜３丁目１番地９	今田　健治
459	桑江設備	浦添市西原１丁目 11 番 15 広栄荘 101 号室	桑江　佳克
460	株式会社ダンテック	浦添市西原二丁目 23 番 14 号	髙橋　一二
461	イトス設備工業	うるま市石川東山本町二丁目９番８号	糸洌　学
462	亮和工業株式会社	浦添市宮城三丁目 11 番 11 号	野間　和典
463	有限会社伊敷工事社	糸満市西崎町三丁目 187 番地	山城　克美
464	エミコム［emicom］	那覇市西２丁目 20 番 11 号	新﨑　陣左
465	共進技研	宜野湾市我如古３丁目 15 番 12-302 号	城間　克己
466	株式会社エコ・エンジニア工業	西原町字安室 41 番地	當山 弘
469	株式会社山口設備	浦添市内間２丁目４番 30 号	山口　剛

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 47 号
令　和　６　年　１０　月　１４　日
掲　　示　　済

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴う
指定在外選挙投票区について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の３第２項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 23 条の２第２項の規定により、指定在外選挙投票区を次のとおり指定した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

投票区	投票所	所在地
第 31 投票区	那覇市役所本庁舎１階	那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市選挙管理委員会告示第 48 号
令　和　６　年　１０　月　１４　日
掲　　示　　済

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴う
在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の２第１項により、指定在外選挙投票区を次のとおり指定したので、同法施行令第 65 条の 13 第４項により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地
期日前第１投票所	那覇市役所本庁舎１階	那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市選挙管理委員会告示第 49 号
令　和　６　年　１０　月　１４　日
掲　　示　　済

ポスター掲示場の設置場所について

令和３年 10 月 31 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 144 条の２第４項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

１　設置場所　　別紙のとおり

NO	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポオアシス側ガードレール
2	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ（転落防止柵）
3	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	石嶺児童園フェンス
4	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
5	1-5	那覇市首里石嶺町4-241-1	石嶺ちびっこ公園柵
6	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	ガードレール設置
7	1-7	那覇市首里石嶺町4-97-5	もりやま小児科隣　転落防止柵
8	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール
9	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺保育園側植込み
10	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺市営住宅駐車場棟転落防止柵
11	2-3	那覇市首里石嶺町2-59-6	メゾン幸向い　ガードパイプ
12	2-4	那覇市首里石嶺町2-204-2	ガードレール
13	2-5	那覇市首里石嶺町2-222-4	諸見里宅前ガードレール
14	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いフェンス
15	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
16	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
17	3-1	那覇市首里末吉町1-2-10	昭和橋転落防止柵
18	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前柵（フェンス）
19	3-3	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
20	3-4	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス
21	3-5	那覇市首里石嶺町3-178	首里東高校サブグランド沿いフェンス
22	3-6	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
23	3-7	那覇市首里石嶺町1丁目112	石嶺駅前転落防止柵
24	3-8	那覇市首里平良町2-79	歩道向け
25	4-1	那覇市首里大名町3-35	大名市営住宅A棟

26	4-2	首里大名町1-229-1	ローズガーデンヒル首里側ガードパイプ
27	4-3	那覇市首里大名町3-35	大名市営住宅D棟
28	4-4	那覇市首里平良町29-8	更生保護法人がじゅまる沖縄駐車場フェンス
29	4-5	那覇市首里大名町2-75	大名児童館駐車場転落防止柵
30	4-6	那覇市首里大名町2-83	冨名腰宅前ガードパイプ
31	4-7	那覇市首里大名町3-99	石嶺マンション向い転落防止柵
32	5-1	首里当蔵2-8-2	首里公民館前横フェンス
33	5-2	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
34	5-3	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
35	5-4	那覇市首里赤平町1-49	有料老人ホーム首里苑赤平館隣フェンス
36	5-5	首里当蔵3-35	上地家横(転落防止柵)
37	5-6	首里汀良町2-55	首里中学校運動場側フェンス
38	5-7	那覇市首里赤平町1-1	赤平町自治会公園(らくだ公園)柵
39	6-1	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
40	6-2	那覇市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
41	6-3	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
42	6-4	那覇市首里崎山町4丁目86	展望台近く
43	6-5	那覇市首里崎山町3丁目	首里崎山駐車場入口フェンス
44	6-6	那覇市首里鳥堀町3-67-21	プラスデンタルクリニック隣　転落防止柵
45	6-7	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス
46	7-1	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
47	7-2	那覇市首里桃原町1-5-3	スポーツショップキタムラ右隣橋の欄干
48	7-3	那覇市首里真和志町1-2-1	龍潭池転落防止柵
49	7-4	那覇市首里真和志町1-5	龍潭池転落防止柵
50	7-5	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵
51	7-6	那覇市首里金城町3-68	石畳前バス停近くの柵

52	7-7	那覇市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス
53	8-1	那覇市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール
54	8-2	那覇市首里寒川町2-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス
55	8-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
56	8-4	那覇市首里山川町1-64	饒波アパート前ガードフェンス
57	8-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
58	8-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
59	8-7	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール
60	9-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院立体駐車場側フェンス
61	9-2	那覇市古島2-31-1	市立病院めばえ保育園前
62	9-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
63	9-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
64	9-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
65	9-6	那覇市古島2-23-7	翁長宅向い大神公園の柵
66	9-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
67	9-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
68	10-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
69	10-2	那覇市首里末吉町1-195	高山砂販売右隣ガードフェンス
70	10-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(道路側)
71	10-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスペランザ向い)
72	10-5	那覇市首里末吉町2-19	末吉町公民館フェンス
73	10-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
74	10-7	那覇市首里末吉町2丁目14	末吉老人福祉センター
75	11-1	那覇市真嘉比1丁目2	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
76	11-2	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス
77	11-3	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール

78	11-4	那覇市字真嘉比1-17-1	真嘉比小学校正門道路標識後ろのフェンス
79	11-5	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミーヤ向いガードレール
80	11-6	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンパレス向かいガードレール
81	11-7	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地(ユニオン駐車場向い)
82	12-1	那覇市字安里154	ファミールYS前ガードパイプ
83	12-2	那覇市字安里121	一方通行植栽横ガードパイプ
84	12-3	那覇市字安里111	タマキパーキング前ガードパイプ
85	12-4	那覇市字安里167	県道251号線上バイパス歩道
86	12-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
87	12-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
88	12-7	那覇市字安里44-3	ブレイズ安里前ガードパイプ
89	13-1	那覇市松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
90	13-2	那覇市字松川445-2	喜納マンション前ガードフェンス
91	13-3	那覇市?多川3-4-40	?多川市営住宅
92	13-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
93	13-5	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
94	13-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
95	13-7	那覇市松川3-20	沖縄工業高校フェンス
96	13-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス
97	14-1	那覇市松川301-8番地	カサ・リベラ横の転落防止柵
98	14-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
99	14-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
100	14-4	那覇市三原2-7-23	山城ビル向かいガードパイプ
101	14-5	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止柵
102	14-6	那覇市三原2-21-11	松川公園内柵(公園内側より車道側向)
103	14-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ

104	14-8	那覇市松川2-8-25	シティヒルー原側指帰橋の欄干
105	15-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
106	15-2	那覇市字大道164	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
107	15-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干
108	15-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ
109	15-5	那覇市字大道158	真和志中体育館前ガードパイプ
110	15-6	那覇市字安里386	安里十字路駐車場柵（歩道側）
111	15-7	那覇市字松川367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
112	15-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
113	16-1	那覇市繁多川4-19	公園内のガードパイプ
114	16-2	那覇市繁多川4丁目9-64	むつみ荘前のガードパイプ
115	16-3	那覇市真地182-3	真和志高校前バス停ガードパイプ
116	16-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畑前のガードフェンス
117	16-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向かいガードレール
118	16-6	那覇市繁多川5-5-35	Fステージ繁多川横ガードレール
119	16-7	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ (バス停後ろ側)
120	16-8	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ
121	17-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス (嘉数宅向い)
122	17-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
123	17-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール (バス停そば)
124	17-4	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
125	17-5	那覇市繁多川5-21-24	旧南納骨堂の後ろ
126	17-6	那覇市繁多川5-21-24	霊園内広場
127	17-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
128	17-8	識名1-663	大石公園内のガードパイプ
129	18-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール

130	18-2	那覇市長田2-14	長田西公園内
131	18-3	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村宅向い)
132	18-4	那覇市長田2-33-44	新垣宅向い長田南公園道側の柵
133	18-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビルⅠ向いガードレール
134	18-6	那覇市字国場405	沖縄大学アネックス共創館横ガードパイプ
135	18-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)
136	18-8	那覇市長田1-22	長田北児童公園の柵
137	19-1	那覇市字仲井真394-39	仲井真交差点の植栽
138	19-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
139	19-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前フェンス
140	19-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
141	19-5	那覇市字仲井真133	シュー・ﾌﾟﾗｻﾞ那覇国場十字路店横歩道の後方柵
142	19-6	那覇市字仲井真257-2	コーポ城間前国道の歩道側フェンス
143	19-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
144	19-8	那覇市字国場251-5	公園　トイレ前ガードパイプ
145	20-1	那覇市字識名1253-1	公園内
146	20-2	那覇市字識名1227	那覇市民体育館第3駐車場横歩道転落防止柵
147	20-3	那覇市字上間196	一日橋横歩道の転落防止柵
148	20-4	那覇市字識名1102-3	公園
149	20-5	那覇市字真地313	真地小学校フェンス
150	20-6	那覇市字真地313	真地小横ガード柵
151	20-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
152	21-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
153	21-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
154	21-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードーフェンス
155	21-4	那覇市字国場703	国場りうぼう駐車場前の植栽

156	21-5	那覇市字国場747	沖縄尚学高校グランド前歩道ガードパイプ
157	21-6	那覇市長田1丁目-13-65	寄宮中学校裏
158	21-7	那覇市字国場1084-4	歩道奥にある転落防止柵
159	21-8	那覇市字国場878	ライダーショップナカモト裏のガードフェンス
160	22-1	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校横ガードパイプ
161	22-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
162	22-3	那覇市寄宮3-10-1	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ (真和志小裏口向い)
163	22-4	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ
164	22-5	那覇市三原3-21-16	ソレイユ・和なごみ向かい大石公園内 川沿いフェンス
165	22-6	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校こども園横フェンス
166	23-1	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横ガードパイプ
167	23-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄南部療育医療センター横ガードパイプ
168	23-3	那覇市寄宮1-2-1	旧那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
169	23-4	那覇市寄宮1-1	旧那覇市民会館横の与儀公園内柵
170	23-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
171	23-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス (神原中向い)
172	23-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ (那覇署向い)
173	24-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
174	24-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
175	24-3	那覇市古波蔵1-10-16	富士ハイツ前ガードパイプ
176	24-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校体育館入口左横金網フェンス
177	24-5	那覇市与儀1-1-1	歩道橋下ガードパイプ
178	24-6	那覇市字与儀41	城間宅前ガードレール
179	24-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
180	24-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
181	25-1	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校東側ガードパイプ

182	25-2	那覇市字古波蔵1-32-1	大嶺ハイツ前ガードパイプ
183	25-3	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵 (稲国アパート隣)
184	25-4	那覇市古波蔵4-11	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
185	25-5	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
186	25-6	那覇市古波蔵3-7-22	マイシンビル前ガードパイプ
187	25-7	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵
188	25-8	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
189	26-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
190	26-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス
191	26-3	那覇市字安謝1-22-25	安謝東公園フェンス
192	26-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ
193	26-5	那覇市字安謝237-13	豊里ｱﾊﾟｰﾄ付近ガードフェンス
194	26-6	那覇市銘苅3-8	セブンイレブン前道路向いガードパイプ
195	26-7	那覇市字安謝231	安謝橋バス停後ろ
196	27-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園(焼き肉店邦向かい)
197	27-2	那覇市字天久1196	日琉アパート前ガードレール
198	27-3	那覇市字安謝260	ファミリーマート前ガードパイプ
199	27-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス
200	27-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向い)
201	27-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い
202	27-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
203	27-8	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園(沖縄ヤマハ向かいの草地)
204	28-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
205	28-2	那覇市上之屋1-2	おもろまちメディカルセンター向かいの柵
206	28-3	那覇市字上之屋311	新興自動車商会横ガードパイプ
207	28-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内花壇

208	28-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードパイプ
209	28-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ (佐久本宅隣駐車場向い)
210	28-7	那覇市泊2-23-9	泊小学校側、ガードパイプ
211	28-8	那覇市泊1-9-9	崇元寺公園入口
212	29-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
213	29-2	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
214	29-3	那覇市字安里410-4	安里橋の欄干
215	29-4	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干 (安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
216	29-5	那覇市壺屋1-3	元ビガロ壺屋左前の植栽
217	29-6	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵 (嘉手納宅向い)
218	29-7	那覇市壺屋1-26-23	宮里アパート前ガードパイプ
219	29-8	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
220	30-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
221	30-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンブス館隣 バイク駐輪場フェンス
222	30-3	那覇市牧志2-13-2	高良宅横ガードレール
223	30-4	那覇市安里2-9-1	姫百合バス停近く
224	30-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干 (安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
225	30-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
226	30-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
227	31-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横　川沿いガードパイプ
228	31-2	那覇市久茂地3-26	久茂地27号線　歩道ガードレール
229	31-3	那覇市松尾2-3	アーバンヒルズ隣フェンス
230	31-4	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵
231	31-5	那覇市松尾1-21-44	那覇高校横ガードパイプ
232	31-6	那覇市旭町	明治橋交差点　川沿いガードパイプ
233	31-7	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール

234	31-8	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス
235	31-9	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横ガードパイプ （市役所向き）
236	31-10	那覇市泉崎1-1-6	開南小学校グラウンドフェンス
237	32-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
238	32-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ・墓・駐車場側植栽
239	32-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小駐車場前植栽
240	32-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール
241	32-5	那覇市楚辺2-1	那覇市内環状線ガードレール
242	32-6	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ　国道側
243	32-7	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ　旧JA会館側
244	33-1	那覇市壺川3丁目	メルキュールホテル沖縄と那覇中央郵便局の 間の歩道植込み
245	33-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
246	33-3	那覇市壺川2丁目	歩道沿い植込み
247	33-4	那覇市壺川1-8-3	郵便逓送株向いガードレール
248	33-5	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅A-2棟横くろしお会館 斜め向いのガードレール
249	33-6	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟﾚｽ壺川斜め向かい （道路向き）
250	33-7	那覇市壺川2-4-3	壺川中公園
251	34-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽
252	34-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼保園 入口向かいの植栽
253	34-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽 （メゾン・ポルテ・ボヌール向い）
254	34-4	那覇市天久1-4-1	天久小学校フェンス
255	34-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス （日建学院駐車場向い）
256	34-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵（契約駐車場向い）
257	34-7	天久1-25-39	天久プリン山公園
258	35-1	那覇市牧志1丁目	ガーブ川沿いガードレール
259	35-2	那覇市前島1-3	那覇小学校裏のフェンス

260	35-3	那覇市前島1-3	那覇小学校運動場フェンス
261	35-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)
262	35-5	那覇市前島2-21	泊橋
263	35-6	那覇市前島2-13-10	潮度川沿い　転落防止柵
264	35-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ケ丘公園出入口付近
265	35-8	那覇市牧志1-20	東横イン美栄橋駅向かい道路ガードパイプ
266	36-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
267	36-2	那覇市前島3-13	潮渡川沿い一方通行の歩道　転落防止柵
268	36-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
269	36-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校グラウンドフェンス
270	36-5	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
271	36-6	沖縄県那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス
272	36-7	那覇市松山1-17	松山公園入口
273	37-1	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向かい)
274	37-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
275	37-3	那覇市若狭3-14	若狭公園入口付近の芝生
276	37-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校正門横フェンス
277	37-5	那覇市若狭1-25	波乃上写真館ビル駐車場後ろ 旭ケ丘公園内明倫堂近くの植栽
278	37-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇
279	38-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
280	38-2	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ沿いガードパイプ
281	38-3	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
282	38-4	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
283	38-5	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
284	38-6	那覇市通堂町	明治橋交差点　ガードレール(駐車場側)
285	38-7	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地

286	39-1	那覇市字小禄1102	垣花食堂向いガードパイプ
287	39-2	那覇市奥武山町44-1	奥武山公園駅前バス停　後方の柵
288	39-3	那覇市山下町11-3	垣花小学校フェンス
289	39-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
290	39-5	那覇市奥武山町316-1	奥武山公園第2駐車場入口付近フェンス
291	39-6	那覇市奥武山町53	山下交番横の転落防止柵
292	39-7	那覇市山下町19-1	山下自治会前ガードパイプ
293	40-1	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
294	40-2	那覇市字小禄105	小禄ハワイ会館斜め向いガードレール
295	40-3	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向い歩道のガードパイプ
296	40-4	那覇市字田原58	小禄カトリック教会横の緑地帯
297	40-5	那覇市字小禄1180	コーポ小禄横の転落防止柵
298	40-6	那覇市字小禄1150番地	小禄小学校正門横柵
299	41-1	那覇市字小禄911番地付近	トーマ電工前のガードパイプ
300	41-2	那覇市小禄4-17-1	小禄若草公園フェンス
301	41-3	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル裏手ガードレール
302	41-4	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵（歩道側の柵）
303	41-5	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
304	41-6	那覇市小禄4-14-1	小禄南小学校グラウンド横のフェンス
305	41-7	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園フェンス
306	41-8	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
307	41-9	那覇市字小禄1240番地付近	小禄泉原郵便局前のガードパイプ
308	42-1	那覇市小禄1-7-2	千鳥公園　トイレ側入口の柵
309	42-2	那覇市鏡原町36	漫湖公園（くじら公園）　WC横
310	42-3	那覇市小禄1-32-1	リバーゲートS小禄斜め向かいガードパイプ
311	42-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵

312	42-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
313	42-6	那覇市鏡原町35-9	ひばり児童公園入口の柵
314	42-7	鏡原町10-26	漫湖公園(鏡原側)公園側ガードレール
315	43-1	那覇市宇栄原4-17-11	宇栄原市営住宅10号棟　駐車場フェンス
316	43-2	宇栄原4丁目2-2	小禄支所前のガードレール
317	43-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
318	43-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原市営住宅6号棟前柵
319	43-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2付近の 転落防止柵
320	43-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
321	43-7	那覇市宇栄原4-16-15	サンエーうえばる団地店付近の T字路ガードパイプ
322	43-8	那覇市字宇栄原	宇栄原中公園柵
323	43-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園付近ガードパイプ
324	44-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
325	44-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
326	44-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園内植え込み
327	44-4	那覇市宇栄原1-18-6	メゾンさつき前ガードパイプ
328	44-5	那覇市高良3-18-9	宇栄原入口バス停横のガードパイプ
329	44-6	那覇市高良3-1-12	ハーゲラ緑地
330	44-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
331	44-8	那覇市宇栄原2-23-1	小禄中学校向いガードレール
332	45-1	那覇市具志2-27	ゆうがお公園入口横の柵
333	45-2	那覇市高良2-3-18	メゾン玉井の転落防止柵
334	45-3	那覇市高良1-4-43	個人宅前の柵
335	45-4	那覇市高良2-14-22	あたりマンション前の転落防止柵
336	45-5	那覇市具志2-24	あさがお公園柵
337	45-6	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵

338	45-7	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
339	45-8	那覇市高良2-5	高前原公園内の植え込み
340	46-1	那覇市赤嶺2-5-1	県営赤嶺市街地住宅7号棟フェンス
341	46-2	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
342	46-3	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟付近(駅階段横)のフェンス
343	46-4	那覇市田原3-4-1	田原公園内の植え込み
344	46-5	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
345	46-6	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
346	46-7	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
347	46-8	那覇市金城3-5-1	那覇西高校正門横フェンス
348	47-1	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の柵
349	47-2	那覇市銘苅2-3-20	銘苅小学校バス停　後ろフェンス
350	47-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス
351	47-4	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場 ｴﾚｶﾞﾝﾃむつみ向いのガード゛フェンス
352	47-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
353	47-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
354	47-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)
355	47-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地 (TUXHair駐車場向い)
356	48-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (はるやま向い)
357	48-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (大興新都心マンション向い)
358	48-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (メゾンドールUCHIMA向い)
359	48-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (パークサイドおもろ向いT字路)
360	48-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
361	48-6	那覇市おもろまち3-2	Dグラディア天久パークビュー向かい
362	48-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く(ガードパイプ)
363	48-8	那覇市おもろまち4丁目5	新都心公園高架橋降り口近く

364	49-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏の上り坂頂上付近の芝生広場
365	49-2	那覇市首里鳥堀町4-29	宜野座宅横の柵
366	49-3	那覇市首里鳥堀町4丁目133	弁ヶ岳公園
367	49-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
368	49-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
369	49-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館フェンス
370	49-7	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住宅前の柵 (浜比嘉アパートB向い)
371	49-8	那覇市首里汀良町2丁目7-12	ガードレール(島袋宅向い)

那覇市選挙管理委員会告示第50号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

期日前投票について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前原　常雄

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地	設置期間
期日前第１投票所	那覇市役所本庁舎１階	那覇市泉崎１丁目１番１号	令和６年10月16日～令和６年10月26日 午前８時30分～午後８時
期日前第２投票所	石嶺公民館２階学習室	那覇市首里石嶺町２丁目70−９	令和６年10月21日～令和６年10月26日 午前９時～午後６時
期日前第３投票所	保健所１階エントランス	那覇市与儀１丁目３−21	
期日前第４投票所	サンエー那覇メインプレイス５階中央出入口	那覇市おもろまち４丁目４番９号	令和６年10月21日～令和６年10月26日 午前10時～午後８時
期日前第５投票所	イオン那覇店５階西側エレベーター乗場	那覇市金城５丁目10番地２	

那覇市選挙管理委員会告示第51号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

期日前投票所	期間	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
期日前第１投票所那覇市役所	10月16日（水）	豊見城市	平良　亜矢子	豊見城市	知念　聡
	10月17日（木）	那覇市	澤岻　竜也	那覇市	島袋　泰知
	10月18日（金）	那覇市	島田　一樹	那覇市	糸数　直紀
	10月19日（土）	那覇市	倉原　英弘	那覇市	金城　未奈
	10月20日（日）	南風原町	與那原　幸	那覇市	波照間　ふき
	10月21日（月）	那覇市	末吉　司	那覇市	湧田　智子
	10月22日（火）	那覇市	松島　秀寛	那覇市	上江田　真紀
	10月23日（水）	豊見城市	渡名喜　亮	那覇市	島袋　葵
	10月24日（木）	那覇市	高嶺　英二郎	那覇市	宮城　雄介
	10月25日（金）	南風原町	上原　一哲	浦添市	平山　みつの
	10月26日（土）	那覇市	倉原　英弘	南風原町	知念　盛也
期日前第２投票所石嶺公民館	10月21日（月）	那覇市	赤嶺　浩史	那覇市	桃原　礼佳
	10月22日（火）	那覇市	大城　義智	豊見城市	高良　幸大
	10月23日（水）	豊見城市	新垣　博史	浦添市	比嘉　貴志
	10月24日（木）	那覇市	真栄里　憲一	那覇市	城間　達
	10月25日（金）	那覇市	外間　朝史	那覇市	糸数　尊
	10月26日（土）	浦添市	下里　真悟	那覇市	神里　雄一
期日前第３投票所那覇市保健所	10月21日（月）	那覇市	宮里　美幸	那覇市	上原　里奈
	10月22日（火）	那覇市	比嘉　哲也	那覇市	宮城　寿満子
	10月23日（水）	那覇市	高良　友博	那覇市	内間　葉月
	10月24日（木）	南風原町	與那覇　博訓	那覇市	渡嘉敷　大
	10月25日（金）	那覇市	長瀬　達也	那覇市	照屋　志帆
	10月26日（土）	那覇市	山下　将哉	浦添市	照屋　知美
期日前第４投票所サンエー那覇メインプレイス	10月21日（月）	豊見城市	新垣　威知郎	那覇市	又吉　盛太
	10月22日（火）	那覇市	本永　春樹	那覇市	比嘉　義司
	10月23日（水）	那覇市	矢島　啓太	那覇市	比嘉　正人
	10月24日（木）	那覇市	宮城　朝亮	那覇市	喜納　昌史
	10月25日（金）	那覇市	平良　俊弥	宜野湾市	吉川　朋秀
	10月26日（土）	那覇市	東　大光	那覇市	﨑山　奈美
期日前第５投票所イオン那覇店	10月21日（月）	那覇市	宮城　辰哉	那覇市	山城　裕
	10月22日（火）	那覇市	比嘉　義樹	那覇市	多和田　順子
	10月23日（水）	那覇市	渡久地　京美	那覇市	山田　有輔
	10月24日（木）	那覇市	山城　裕子	那覇市	喜瀬　智子
	10月25日（金）	豊見城市	村本　光輝	浦添市	上江洲　優斗
	10月26日（土）	那覇市	文澤　佑介	那覇市	嶺井　也寸志

那覇市選挙管理委員会告示第52号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

投票所について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

投　票　所　一　覧　表

投票区	投票所	投票場所	住所
1	石嶺小学校	石嶺小学校(コミュニティルーム)	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里公民館	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
6	城南小学校	城南小学校地域連携室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
8	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
9	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比自治会館	真嘉比自治会館ホール	真嘉比2-33-2
12	牧志駅前ほしぞら公民館	牧志駅前ほしぞら公民館第1学習室	安里2-1-1
13	沖縄工業高校	沖縄工業高校理科芸術棟絵画デザイン教室	松川3-20-1
14	松川小学校	松川小ゆいゆいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校	識名小学校体育館	識名2-2-1
18	上間小学校	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	まーいまーいNaha	まーいまーいNaha2階ホール	上間549番1
20	真地小学校	真地小学校ミーティングルーム	字真地313
21	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	真和志こども園(真和志小学校敷地内)	寄宮3-1-1
23	真和志小学校	真和志小学校体育館	寄宮3-1-1
24	与儀小学校	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校	古蔵中学校体育館	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校	曙小学校1階特別支援学級ロビー	曙2-18-1
28	泊こども園	泊こども園(泊小学校敷地内)	泊2-23-9
29	神原中学校	神原中学校体育館1階武道場	樋川2-8-1
30	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	那覇市役所本庁舎	那覇市役所本庁舎1階	泉崎1-1-1
32	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校	天久小学校地域連携室	天久1-4-1
35	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校	那覇中学校玄関ホール	松山2-24-1
37	若狭小学校	若狭小学校地域連携室	若狭2-16-1
38	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校	垣花小学校体育館	山下町17-1
40	小禄小学校	小禄小学校体育館	字小禄1150
41	鏡水ふれあい会館	鏡水ふれあい会館ふれあいホール	字小禄909-4
42	鏡原中学校	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	小禄支所	小禄支所3階会議室	宇栄原4-2-2
44	さつき小学校	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	ともかぜ振興会館	ともかぜ振興会館1階　企画展示室	金城3-5-3
47	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ(旧銘苅庁舎)1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
49	首里支所	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第53号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
1	石嶺小学校	西原町	安座間　勉	那覇市	泉　晴陽
2	城東小学校	那覇市	知念　潤	那覇市	前田　正太
3	城北小学校	那覇市	赤嶺　譲	南風原町	兼島　理
4	大名児童館	那覇市	徳永　周作	那覇市	喜屋武　太一
5	首里公民館	那覇市	我謝　輝	那覇市	真栄田　聖佳
6	城南小学校	南風原町	花城　友也	那覇市	大濵　拓郎
7	城西小学校	那覇市	森根　利之	那覇市	岸本　愛梨
8	城西小学校	那覇市	仲田　米男	豊見城市	佐久本　侑典
9	松島中学校	八重瀬町	比屋根　司	那覇市	下地　正将
10	末吉老人福祉センター	那覇市	池原　哲之	那覇市	前田　遼一
11	真嘉比自治会館	那覇市	名嘉山　興平	那覇市	比嘉　明浩
12	牧志駅前ほしぞら公民館	浦添市	漢那　武也	那覇市	沖井　郁文
13	沖縄工業高校	那覇市	真栄城　敬一	那覇市	与那城　佳代
14	松川小学校	那覇市	大城　義智	那覇市	宮城　倫太郎
15	大道小学校	那覇市	長嶺　伶生	那覇市	吉田　瑛祐
16	石田中学校	那覇市	山城　忠信	那覇市	島袋　航
17	識名小学校	那覇市	宮城　理	那覇市	城間　達
18	上間小学校	那覇市	瀬長　正勝	那覇市	長濱　宗直
19	まーいまーいNaha	那覇市	真喜志　あゆみ	南風原町	大田　歩美
20	真地小学校	豊見城市	嘉数　祐二	那覇市	知花　卓朗
21	寄宮中学校	那覇市	大城　俊	南風原町	入仲　辰哉
22	真和志こども園	西原町	城間　直樹	那覇市	池味　政紀
23	真和志小学校	那覇市	比嘉　拓	那覇市	嘉数　梨子
24	与儀小学校	浦添市	伊覇　太	那覇市	下地　優輝

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
25	古蔵中学校	南風原町	金城　誠	沖縄市	屋宜　翼
26	安謝児童館	那覇市	末吉　章子	那覇市	当真　嗣咲
27	曙小学校	那覇市	平良　直人	那覇市	與那嶺　愛里
28	泊こども園	那覇市	運天　由智	那覇市	石川　友貴
29	神原中学校	浦添市	上江洲　優斗	那覇市	玉城　圭記
30	壺屋小学校	八重瀬町	当真　嗣貴	那覇市	上原　国実
31	那覇市役所本庁舎	中城村	川原　大智	那覇市	神里　晴香
32	城岳小学校	那覇市	常田　智也	那覇市	渡嘉敷　大
33	壺川老人福祉センター	那覇市	古堅　博巳	那覇市	大城そよか
34	天久小学校	那覇市	又吉　剛	那覇市	大城　宜毅
35	那覇小学校	那覇市	真栄里　憲一	那覇市	宮城　泰洋
36	那覇中学校	浦添市	長浜　潤	那覇市	福地　賢人
37	若狭小学校	豊見城市	大城　雄一郎	那覇市	安里　恭也
38	上山中学校	那覇市	當山　太陽	那覇市	金城　吉郎
39	垣花小学校	那覇市	東　伸浩	那覇市	島村　景
40	小禄小学校	那覇市	狩俣　宅杜	南風原町	比嘉　悠人
41	鏡水ふれあい会館	那覇市	池宮城　秀昭	那覇市	米須　清貴
42	鏡原中学校	那覇市	城間　賢治	那覇市	賀数　翔太
43	小禄支所	那覇市	宮城　隆雄	那覇市	小川　健太郎
44	さつき小学校	那覇市	上原　貴子	那覇市	具志堅　政泉
45	小禄南公民館	那覇市	比嘉　竜平	那覇市	小西　亮介
46	ともかぜ振興会館	浦添市	仲村　光司	那覇市	瀬長　有志
47	なは市民協働プラザ	西原町	下地　拓斗	那覇市	宮城　辰哉
48	那覇市緑化センター	那覇市	松本　悠樹	那覇市	山田　将人
49	首里支所	南風原町	大城　宜継	那覇市	渡慶次　真理

那覇市選挙管理委員会告示第54号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における氏名等の掲示(投票所氏名掲示)の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

記

１　日　時　　令和６年10月15日（火）　午後５時00分

２　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　　那覇市役所本庁舎12階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第55号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

開票の場所及び日時について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

記

１　場　所　　那覇市字識名1227番地　那覇市民体育館　メインアリーナ

２　日　時　　令和６年10月27日（日）　午後９時30分

那覇市選挙管理委員会告示第56号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

開票区名	開票管理者		同職務代理者	
	氏　名	住　所	氏　名	住　所
那覇市	前原　常雄	那覇市三原２丁目26番29号３階	喜舎場　盛三	那覇市首里末吉町２-76

比例代表選出議員選挙

開票区名	開票管理者		同職務代理者	
	氏　名	住　所	氏　名	住　所
那覇市	平良　仁一	那覇市鏡原町１番26号	日高　清義	那覇市首里儀保町４丁目112番地５

那覇市選挙管理委員会告示第57号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

記

１　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号
　　那覇市役所本庁舎12階
　　那覇市選挙管理委員会

２　日　時　　令和６年10月24日（木）　午後５時

那覇市選挙管理委員会告示第58号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

第26回最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所について

令和６年10月27日執行の第26回最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、別紙のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

裁判官の指名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
期日前投票所１	那覇市役所本庁舎　1階	泉崎1-1-1
期日前投票所２	石嶺公民館　2階学習室	首里石嶺町２丁目７０－９
期日前投票所３	那覇市保健所　1階エントランス	与儀１丁目３－２１
期日前投票所４	サンエー那覇メインプレイス　5階中央出入口	おもろまち4-4-9
期日前投票所５	イオン那覇店　5階西側エレベーター乗場	金城5-10-2
1	石嶺小学校（コミュニティルーム）	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校体育館下１階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
6	城南小学校地域連携室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
8	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
9	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比自治会館ホール	真嘉比2-33-2
12	牧志駅前ほしぞら公民館第1学習室	安里2-1-1
13	沖縄工業高校理科芸術棟絵画デザイン教室	松川3-20-1
14	松川小ゆいゆいホール（地域連携ホール）	松川1-7-1
15	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1

裁判官の指名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
17	識名小学校体育館	識名2-2-1
18	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	まーいまーいNaha2階ホール	上間549番1
20	真地小学校ミーティングルーム	字真地313
21	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園（真和志小学校敷地内）	寄宮3-1-1
23	真和志小学校体育館	寄宮3-1-1
24	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校体育館	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校1階特別支援学級ロビー	曙2-18-1
28	泊こども園（泊小学校敷地内）	泊2-23-9
29	神原中学校体育館1階武道場	樋川2-8-1
30	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	那覇市役所本庁舎1階	泉崎1-1-1
32	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校地域連携室	天久1-4-1
35	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校玄関ホール	松山2-24-1
37	若狭小学校地域連携室	若狭2-16-1
38	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校体育館	山下町17-1

裁判官の指名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
40	小禄小学校体育館	字小禄1150
41	鏡水ふれあい会館ふれあいホール	字小禄909-4
42	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	小禄支所3階会議室	宇栄原4-2-2
44	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	ともかぜ振興会館1階　企画展示室	金城3-5-3
47	なは市民協働プラザ（旧銘苅庁舎）1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
49	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

覇市選挙管理委員会告示第 59 号
令　和　６　年　１０　月　１５　日
掲　　示　　済

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

地方自治法(昭和22 年法律第67 号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

１　地方自治法第 74 条第１項及び同法第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び同法第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の１の数

５，０９７人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び同法第５条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数

４２，４７１人

３　地方自治法第 76 条第１項、同法第 80 条第１項、同法第 81 条第１項及び同法第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数

８４，９４１人

覇市選挙管理委員会告示第60号
令　和　６　年　１０　月　１６　日
掲　　示　　済

期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

１　投票所　第４投票所

２　変更する者

(変更前)

日付	氏名	住所
10月21日	豊見城市	新垣　威知郎
10月22日	那覇市	本永　春樹

(変更後)

日付	氏名	住所
10月21日	那覇市	本永　春樹
10月22日	豊見城市	新垣　威知郎

覇市選挙管理委員会告示第 61 号
令　和　６　年　１０　月　１６　日
掲　　示　　済

期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について

令和６年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の職務代理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

１　投票所　第５投票所

２　変更する者

（変更前）

日付	氏名	住所
10 月 25 日	上江洲　優斗	浦添市

（変更後）

日付	氏名	住所
10 月 25 日	松田　佑一	浦添市